

# 東海市災害廃棄物処理計画

東海市環境経済部リサイクル推進課

令和7年（2025年）3月

## 目 次

### 第 1 章 総 則

---

第 1	本計画の趣旨	1
1	背景	1
2	本計画の目的	1
3	本計画の位置付け	2
第 2	対象とする災害等	2
1	対象とする災害	2
2	地震・津波災害の被害想定等	3
3	対象とする災害廃棄物等	6
4	災害廃棄物発生量の推計	7
5	大規模災害時における目標スケジュール	7

### 第 2 章 災害廃棄物処理等の基本方針

---

第 1	基本方針	8
1	公衆衛生の確保及び生活環境の保全	8
2	計画的な対応・処理	8
3	仮置場の安全確保・環境汚染対策	8
4	分別・選別の徹底及び最資源化の促進	8
5	人材育成・訓練	8
6	職員の安全・健康の確保	8
第 2	組織体制、連絡及び協力体制	9
1	災害廃棄物対策組織	9
2	協力・支援体制	13
3	住民等への広報	15

## 第3章 災害廃棄物等の処理

---

第1節	災害廃棄物処理の基本方針	17
第1	災害廃棄物の処理フロー	18
第2	災害廃棄物仮置場	21
1	仮置場必要面積	21
2	仮置場の候補地の選定	22
3	仮置場の配置等（機械選別及び焼却処理等含む）	25
4	災害廃棄物搬入ルート及び搬入方法	26
5	仮置場の運用	27
6	仮置場の火災防止対策	29
7	仮置場の返還	30
第2節	生活ごみ・避難所ごみ処理の基本方針	31
第1	ごみの発生量	32
1	生活ごみ・避難所ごみの発生量推計方法	32
2	ごみ収集車の想定必要台数の算出方法	33
3	ごみ収集車の想定必要台数	33
第2	生活ごみ・避難所ごみの収集	34
1	収集車両の状況	34
2	生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬体制	34
第3	生活ごみ・避難所ごみの処理	35
1	処理能力	35
2	生活ごみ・避難所ごみの処理	36
第4	再利用・資源化対策	36
第3節	適正処理が困難な廃棄物処理の基本方針	37
第1	処理困難物への対応	38
1	有害物廃棄物	38
2	家電リサイクル法対象品の資源化	38
3	パソコンの資源化	39
4	被災した自動車、船舶への対応	39
第2	処理困難物の処理先等	40

第4節	損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の基本方針	4 2
第1	撤去（必要に応じて解体）の手續	4 3
1	所有者の意思確認ができない建物の撤去（必要に応じて解体）	4 3
2	手續の簡素化	4 3
3	撤去（必要に応じて解体）の手順例	4 3
第2	撤去（必要に応じて解体）における注意点	4 4
第5節	し尿処理の基本方針	4 5
第1	し尿の発生量	4 6
1	し尿発生量推計方法	4 6
2	し尿収集車（バキューム車）の想定必要台数の算出方法	4 7
3	し尿発生量と想定必要台数等	4 7
第2	し尿の収集	4 7
1	収集車両の状況	4 7
2	し尿の収集・運搬体制	4 8
第3	し尿の処理	4 9
1	処理能力	4 9
2	し尿の処理	4 9

---

## 第1章 総 則

---

### 第1 本計画の趣旨

#### 1 背景

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、地震、台風、大雨、火山噴火などによる災害が発生しやすく、南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は、80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

また、近年、気候変動に伴う大型の台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫や土砂災害等といった災害リスクも高まっている。

一度、大規模災害が発生すると、大量の災害廃棄物が発生し、生活環境の悪化、復旧・復興の遅れへとつながりかねない事態に陥ることとなる。

こうしたことから、環境省は、災害廃棄物対策を促進するため、平成26年（2014年）3月に策定した災害廃棄物対策指針（以下「国指針」という。）を平成30年（2018年）3月に改定し、県は、平成28年（2016年）10月に策定した愛知県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）を令和4年（2022年）1月に改定しており、これらと整合を図りつつ、平成29年（2017年）10月に策定した東海市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を見直すものである。

#### 2 本計画の目的

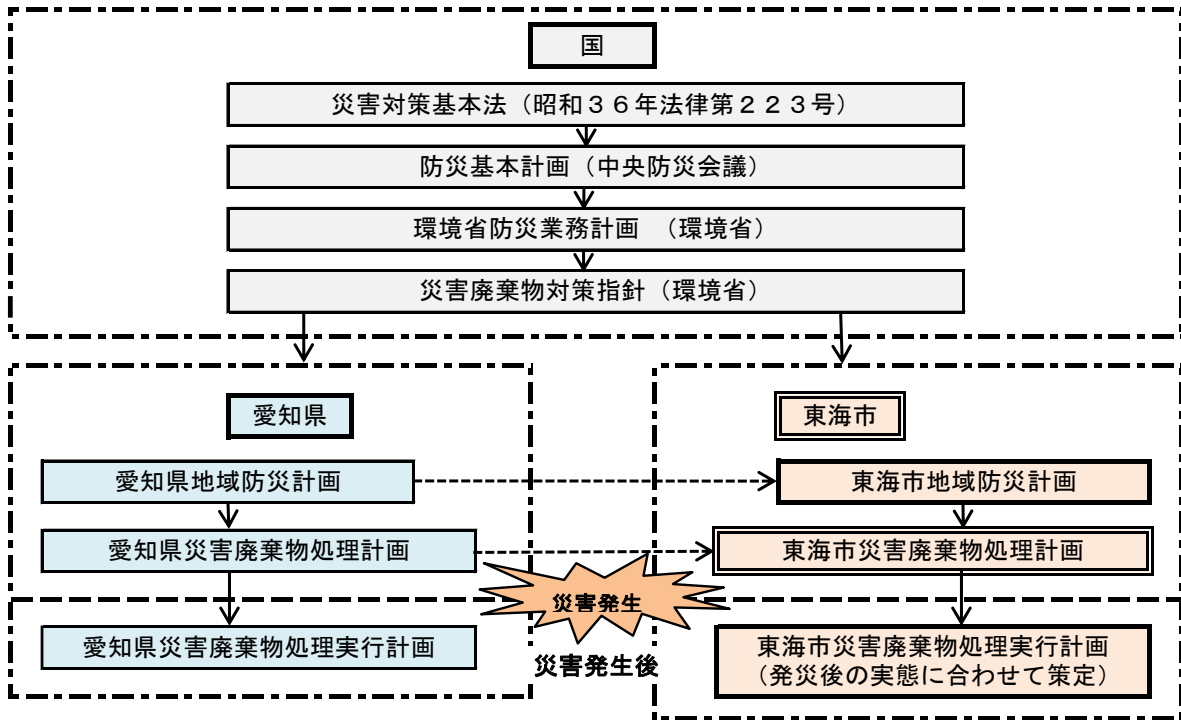
本計画は、南海トラフ地震、大型の台風や集中豪雨等の大規模災害により発生が想定される災害廃棄物を適正に処理することで災害からの復旧・復興を後押しするとともに、市民が安心・安全に暮らすことができるまちづくりを実現することを目的とするものである。

なお、本計画は大量に発生することが想定される災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本的な指針となるものであり、災害発生時には、速やかに東海市災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、被害状況や災害廃棄物の発生状況に応じて柔軟に対応することとする。

### 3 本計画の位置付け

本計画は、「東海市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」という。）を災害廃棄物の処理において補完するものである。

＜図 1: 本計画の位置付け※1＞



## 第 2 対象とする災害等

### 1 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、「東海市災害対策活動要綱」により東海市災害対策本部を設置する場合※2とし、地震・津波災害及び風水害、その他自然災害を対象とする。

＜表 1: 本計画の対象とする災害※3＞

対象とする災害	概要
地震・津波災害	地震の揺れに加え、これにより発生する津波、火災、液状化、急傾斜地崩壊等も対象とする。
風水害、その他自然災害	台風、高潮、集中豪雨、洪水、土砂災害等

※1 県計画 (P2) を基に東海市作成

※2 東海市災害対策活動要綱に基づき、第3非常配備、第4非常配備若しくは第5非常配備が指令されたとき又は災害対策本部長が必要と認めるときに設置する。

※3 出典：県計画 (P4)

## 2 地震・津波災害の被害想定等

本計画における被害想定は、「市地域防災計画」で示された南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」※1に準拠する。

＜表2：震度・津波高等※2＞

	最大震度	最大津波高 (m)	最短津波到達時間 津波高30cmの到達 時間(分)	浸水想定域 浸水深1cm以上 (ha)
愛知県	7	10.2	9	26,500
東海市	6強	3.2	99	約209

注)最短津波到達時間(津波高30cmの到達時間)は、堤防等の被災による浸水到達時間ではなく津波によるものである。

## (1) 建物被害想定

＜表3：本市の建物被害想定※3＞

項目	県全体	東海市
揺れによる全壊	約47,000棟	約1,300棟
液状化による全壊	約16,000棟	約70棟
津波・浸水による全壊	約8,400棟	約100棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟	約10棟
地震火災による焼失	約23,000棟	約1,100棟
合計	約94,000棟	約2,700棟

## (2) 人的被害想定

＜表4：人的被害※4＞

項目	県全体	東海市
建物倒壊等による死者	約2,400人	約70人
浸水・津波による死者	約3,900人	約40人
急傾斜地崩壊等による死者	約50人	わずか
地震火災による死者	約90人	約10人
合計	約6,400人	約100人

※1南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせたモデル。

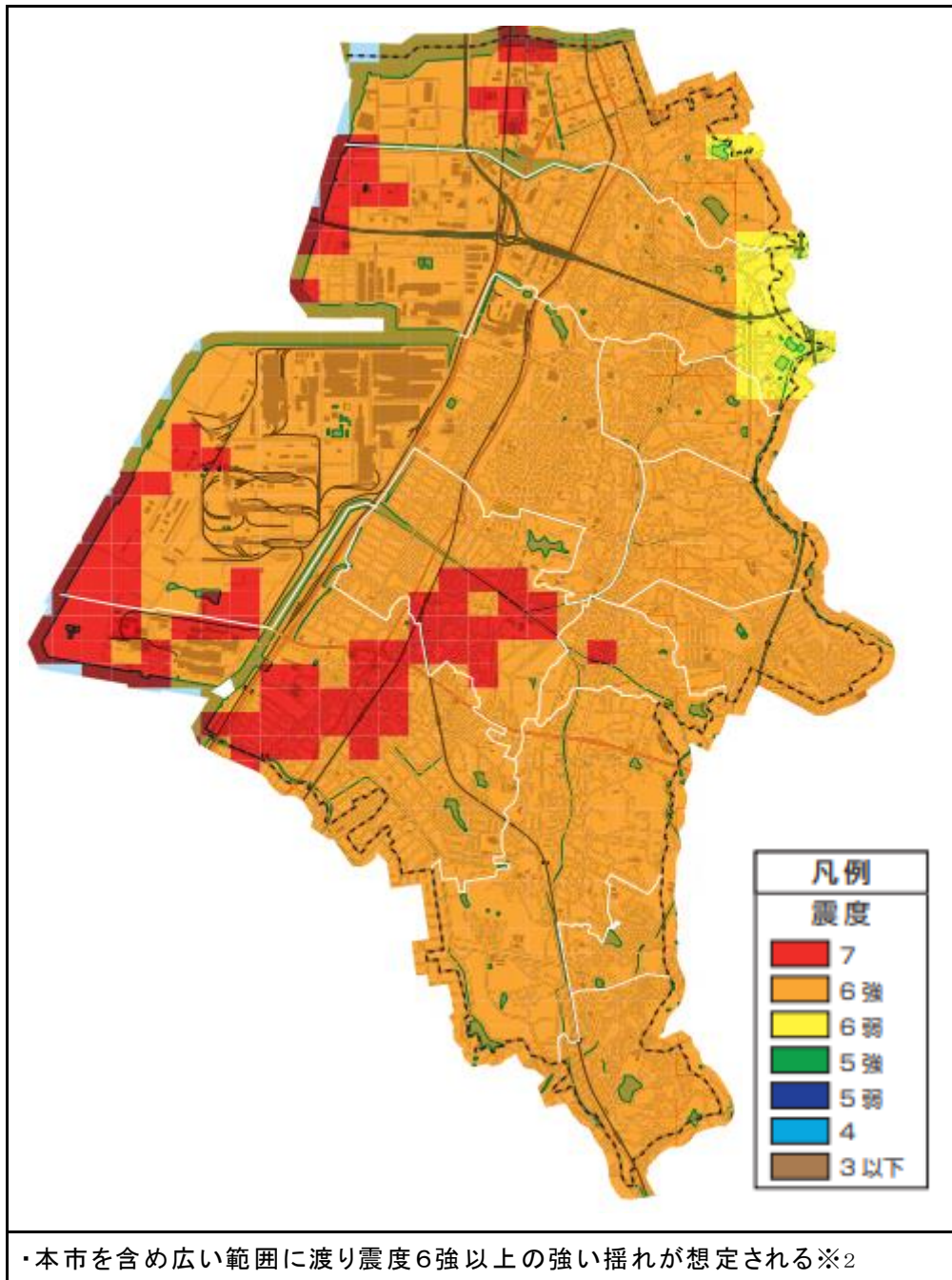
(1707年「宝永地震」(M8.6)、1854年「安政東海」(M8.4)、1854年「安政南海」(M8.4)、1944年「昭和東南海」(M7.9)、1946年「昭和南海」(M8.0)の5地震)

※2出典：市地域防災計画地震災害対策計画(P9)

※3出典：市地域防災計画地震災害対策計画(被害が最大となる冬夕方18時を想定。端数処理のため、合計は一致しない)(P9)

※4出典：市地域防災計画地震災害対策計画(被害が最大となる冬深夜5時を想定。端数処理のため、合計は一致しない)(P10)

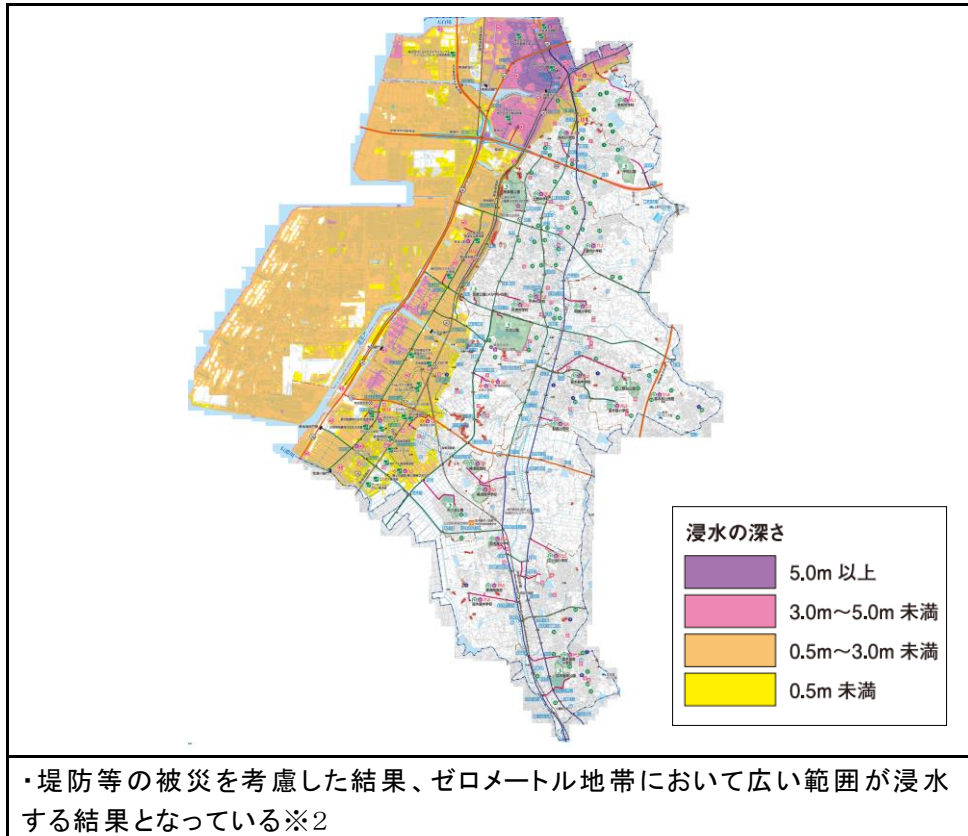
<図2:震度分布※1>



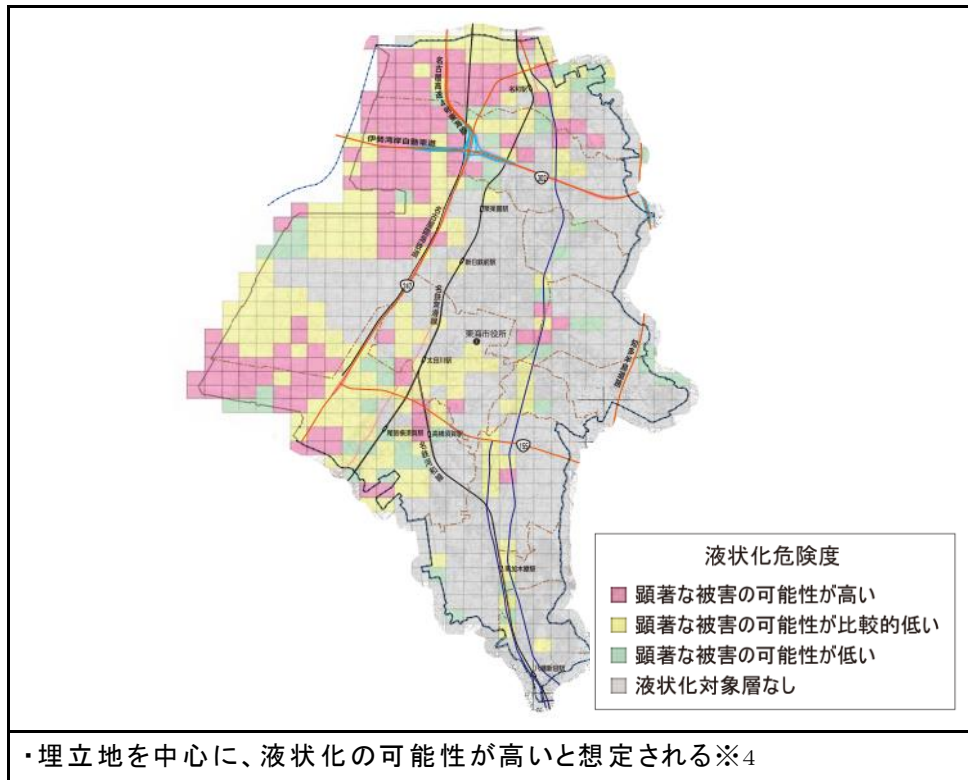
※1出典:東海市全域想定震度マップ

※2出典:市地域防災計画地震災害対策計画(P9)

<図3: 浸水想定域※1>



<図4: 液状化危険度分布※3>



※1出典: 東海市ハザードマップ(風水害・地震)

※2出典: 市地域防災計画地震災害対策計画(P9)

※3出典: 東海市全域液状化危険度マップ

※4出典: 東海市防災ハンドブック(P18)

## 3 対象とする災害廃棄物等

本計画において対象とする廃棄物等は、表5のとおり、災害時には、通常の生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみや損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物）を処理する必要がある。

＜表5: 対象とする災害廃棄物等※1＞

廃棄物		特 徴
生活ごみ		家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ		避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿		仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	可燃物/ 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物/ 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃性の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電 (4品目)	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	小型家電/ その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物/ 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなど処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など	

※1出典：県計画（P7）

4 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物発生量の推計は、県計画の被害想定に基づき推計し、発災後、実際の被害状況を踏まえて発生量の把握を行い「実行計画」に反映する。

復旧・復興対策時には、被害情報等の更新を行い、発生量の見直しを行う。

<表6:地震・津波災害における災害廃棄物等発生量の推計※1> (t)

可燃物	不燃物	小 計	津波堆積物	合 計
66, 223	530, 637	596, 860	51, 100	647, 959

<表7:洪水における災害廃棄物等発生量の推計※2> (t)

可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂	合計
10	10	10	20	0	10	100

<表8:土砂災害における災害廃棄物等発生量の推計※3> (t)

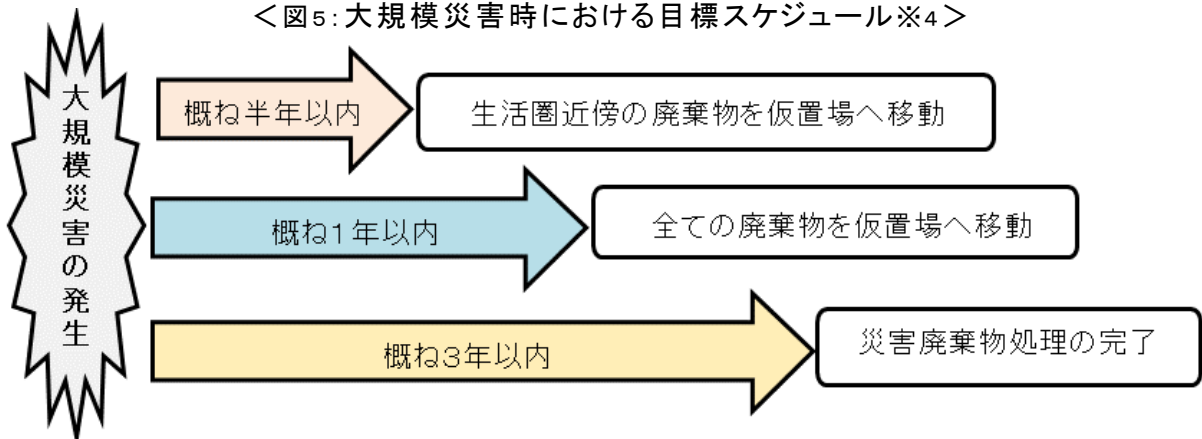
可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂	合計
3	2	7	3	0	372	389

5 大規模災害時における目標スケジュール

住民が生活を営んでいる近傍にある災害廃棄物を速やかに(概ね半年以内)、全ての廃棄物を概ね1年以内に仮置場へ移動させる。

また、災害廃棄物処理の完了は、概ね3年以内を目標とする。

<図5:大規模災害時における目標スケジュール※4>



※1、2、3出典:県計画・参考資料(P4、13、17)端数処理のため合計が各数値の和と一致しない

※4出典:県計画(P28)

---

## 第2章 災害廃棄物処理等の基本方針

---

### 第1 基本方針

災害廃棄物の処理にあたっては、以下に示す基本方針に基づき処理する。

#### 1 公衆衛生の確保及び生活環境の保全

発災時には、災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要であるため、迅速かつ適正な対応を行う。

#### 2 計画的な対応・処理

発災時には、本計画に基づき速やかに「実行計画」を策定し、災害廃棄物の発生量推計に応じた計画的な処理体制を確保するとともに、定期的、継続的に情報収集を行い、災害廃棄物の処理状況等に応じて段階的に見直しを行うこととする。

なお、速やかな実行計画策定のため、必要事項を予め整理することとする。

#### 3 仮置場の安全確保・環境汚染対策

仮置場においては、曇等の災害廃棄物の発酵に伴い発生するガスによる火災や危険物の混入による傷病の発生、有害物質の飛散・流出防止などの対策を行い、搬入者や作業員の安全確保、環境汚染対策に努めることとする。

#### 4 分別・選別の徹底及び再資源化の促進

災害廃棄物の発生現場や仮置場への搬入時における分別を徹底し、円滑な処理につなげるとともに、仮置場等での選別の徹底及び資源化の促進により、最終処分量の軽減を図ることとする。

#### 5 人材育成・訓練

発災時に迅速かつ的確に業務を遂行することができるよう、平常時から職員の理解を深めるとともに、過去の災害に関する情報収集、県などが開催する研修会等への参加などを積極的に行い、人材育成を図ることとする。

#### 6 職員の安全・健康の確保

長期的に安定した災害廃棄物の処理が可能となるよう、適正な人員配置、交代勤務による過重労働の回避、交代要員の確保及びボランティア等への支援要請などを行い、適正な労務管理に努めることとする。

第2 組織体制、連絡及び協力体制

発災時の迅速な初期活動及び効率的な災害廃棄物の処理のため、あらかじめ組織体制を定め、対策の役割の明確化を図ることとする。

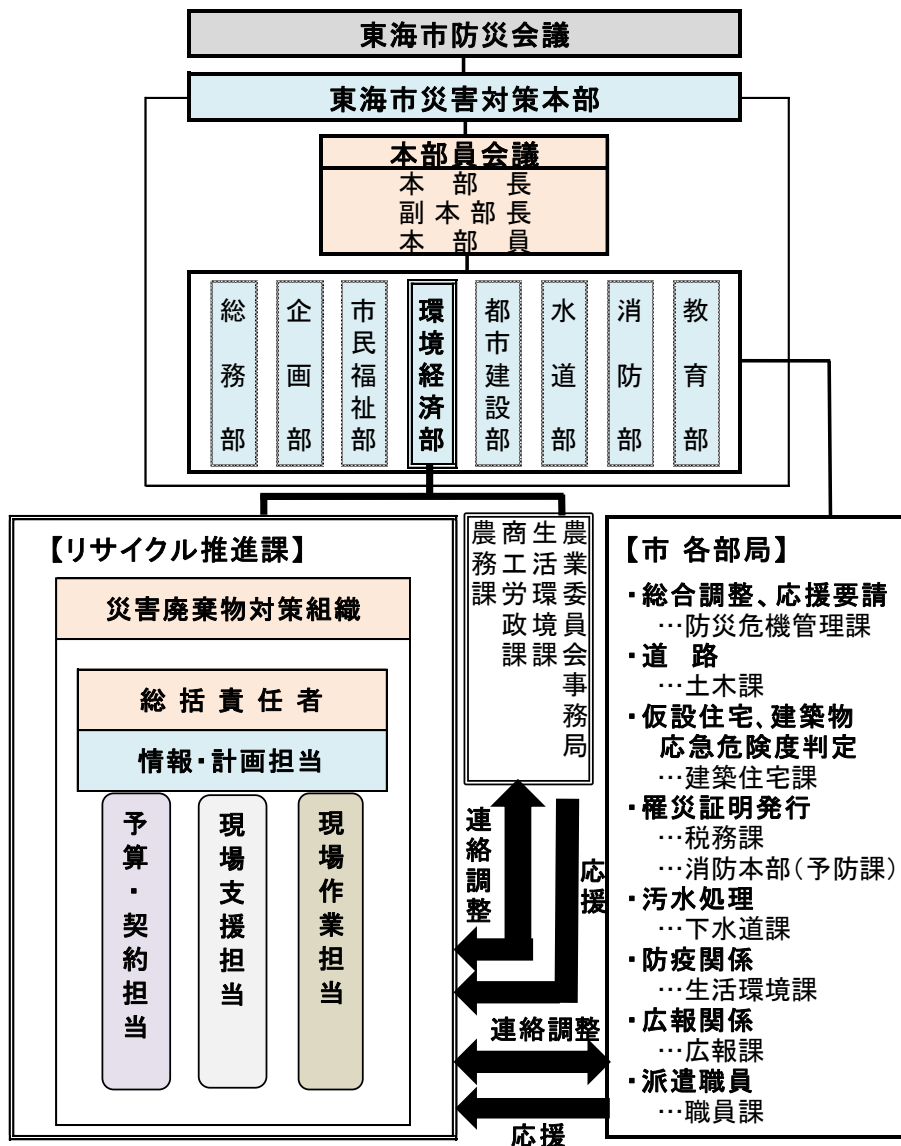
なお、組織体制を定めるにあたっては、混乱を防ぐため、情報の一元化に留意することとする。

1 災害廃棄物対策組織

リサイクル推進課内に、総括責任者、情報・計画担当、予算・契約担当、現場支援担当、現場作業担当を配置して、災害廃棄物の処理にあたることとする。

なお、災害廃棄物対策組織の運営にあたっては、東海市災害対策本部との連携を図るとともに、関係部局との緊密な連絡調整、応援を得て円滑な災害廃棄物の処理に努めることとする。

<図6:災害廃棄物対策組織図>



＜表 9: 各担当の主な業務※1＞

担当名	主 な 業 務
総括責任者 (リサイクル推進課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理</li> <li>・東海市災害対策本部、県との連絡調整</li> <li>・職員の安全確保</li> <li>・その他重要事項に関すること</li> </ul>
情報・計画担当 (リサイクル推進課 及び応援職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務班からの情報収集及び被災状況の把握</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し(発生量推計、作業スケジュール)</li> <li>・県、近隣市町村、相互援助協定団体等への支援要請及び広域処理の調整</li> <li>・各種広報(生活ごみ・し尿の収集、災害廃棄物の排出方法、仮置場、撤去・解体等)</li> <li>・問合せ対応(災害廃棄物の処理、家屋の撤去・解体、その他)</li> </ul>
予算・契約担当 (リサイクル推進課 及び応援職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算管理</li> <li>・災害廃棄物処理先との契約</li> <li>・資機材調達、仮置場用地等の契約</li> <li>・国庫補助、起債</li> </ul>
現場支援担当 (リサイクル推進課 及び応援職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西知多クリーンセンターの被災状況の把握</li> <li>・市各部局、ボランティア団体との連絡調整</li> <li>・仮置場の選定、設置等</li> <li>・車両等の資機材調達、災害廃棄物処理のための仮施設の整備</li> <li>・申請窓口(家屋の撤去・解体、仮置場への搬入)</li> </ul>
現場作業担当 (リサイクル推進課 及び応援職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の運営管理及びボランティアの派遣依頼</li> <li>・生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制の確立</li> <li>・し尿の収集運搬体制の確立</li> </ul>

※1県計画(P13)を基に東海市作成

<表 10: 必要となる業務内容及必要人数の想定>

担当の業務	災害時における具体的な業務内容及び対応必要人数		
	初動期(3日以内)	応急対応(3か月以内)	復旧・復興(3年以内)
総括責任者 (リサイクル推進課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の安否確認、召集の指示</li> <li>・災害廃棄物対策組織の設置及び職員配置決定</li> <li>・災害時対応、情報収集の開始指示</li> <li>・災害対策本部との連絡調整</li> <li>・仮置場設置の方針決定</li> <li>・支援要請の判断</li> <li>・県への被災状況の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体状況の把握、管理及び各業務班の方針決定</li> <li>・組織体制及び職員配置の見直し</li> <li>・災害対策本部との連絡調整</li> <li>・県への災害廃棄物処理状況の報告及び事務委託等に関する調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体状況の把握、管理及び各業務班の方針決定</li> <li>・組織体制及び職員配置の見直し</li> <li>・災害対策本部との連絡調整</li> <li>・県への災害廃棄物処理状況の報告</li> <li>・災害廃棄物処理完了の確認</li> </ul>
対応必要人数	3名程度(ピーク時)	2名程度	2名程度
情報・計画担当 (リサイクル推進課及び応援職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務班からの被災情報集約</li> <li>・災害廃棄物発生量の推計開始</li> <li>・県、他市町村、相互援助協定団体等への支援要請(職員派遣等)</li> <li>・生活ごみ・し尿の収集、災害廃棄物の分別排出方法等の広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務班の処理進捗状況等の情報集約</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>・作業スケジュールの検討と見直し</li> <li>・災害廃棄物の広域処理に向けた計画作成</li> <li>・家屋の撤去・解体に関する関係部局調整及び計画策定</li> <li>・災害廃棄物に関する広報(分別排出方法、家屋の撤去・解体等)</li> <li>・問合せ、相談窓口の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務班の処理進捗状況等の情報集約</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画及び処理方法、スケジュールの見直し</li> <li>・災害廃棄物に関する広報(分別排出方法、家屋の撤去・解体等)</li> <li>・問合せ、相談窓口の運用</li> </ul>
対応必要人数	3名程度	6名程度(ピーク時)	4名程度
予算・契約担当 (リサイクル推進課及び応援職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場用地の賃貸借契約</li> <li>・協定締結団体との協定単価の確認</li> <li>・資機材調達先との契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次仮置場用地の賃貸借契約</li> <li>・資機材調達先、収集運搬業者、処理資源化業者等との契約及び支払</li> <li>・選別後の災害廃棄物の搬出先との契約</li> <li>・協定締結団体への災害廃棄物の処理委託</li> <li>・家屋の撤去・解体に関する予算執行</li> <li>・国庫補助、起債等に関する国や県の方針及び積算方法の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材調達先、収集運搬業者、処理資源化業者等との契約及び支払</li> <li>・家屋の撤去・解体に関する予算執行</li> <li>・国庫補助金等の申請</li> <li>・起債関係書類作成</li> <li>・会計検査対応</li> </ul>
対応必要人数	2名程度	4名程度(ピーク時)	3名程度

東海市災害廃棄物処理計画

担当の業務	災害時における具体的な業務内容及び対応必要人数		
	初動期(3日以内)	応急対応(3か月以内)	復旧・復興(3年以内)
現場支援担当 (リサイクル推進課 及び応援職員※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集状況確認</li> <li>・西知多クリーンセンターの被災状況の把握</li> <li>・市各部署との情報共有</li> <li>・自衛隊、消防、警察との連携</li> <li>・一次仮置場の設置、運転委託契約</li> <li>・不足資機材、燃料等の把握と調達先の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市各部署との情報共有</li> <li>・西知多クリーンセンターの復旧状況の把握</li> <li>・現場作業担当各班の調整及び職員充足状況、支援要請の必要性等の検討</li> <li>・災害廃棄物の広域処理に向けた受入先との調整</li> <li>・資機材、燃料等の調達</li> <li>・ボランティア団体との連絡調整</li> <li>・家屋の撤去・解体、搬入許可に関する申請窓口の設置運営</li> <li>・二次仮置場の場所、仕様等の決定と設置、委託契約</li> <li>・選別後の災害廃棄物の搬出先選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市各部署との情報共有</li> <li>・西知多クリーンセンターの復旧状況の把握</li> <li>・現場作業担当各班の調整及び職員充足状況、支援要請の必要性等の検討</li> <li>・災害廃棄物の広域受入先との調整</li> <li>・資機材、燃料等の調達</li> <li>・ボランティア団体との連絡調整</li> <li>・家屋の撤去・解体、搬入許可に関する申請窓口の運営</li> </ul>
対応必要人数	3名程度	7名程度(ピーク時)	6名程度
現場作業担当 (リサイクル推進課 及び応援職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【仮置場管理班】</li> <li>・一次仮置場の運営開始</li> <li>【ごみ収集・運搬班】</li> <li>・収集運搬委託業者の被災状況確認と協力要請</li> <li>・避難所を組み入れた生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制の確立</li> <li>【し尿処理班】</li> <li>・収集運搬委託業者の被災状況確認と協力要請</li> <li>・し尿処理施設、下水道関係施設の被害状況確認</li> <li>・避難所等のし尿収集運搬体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【仮置場管理班】</li> <li>・一次仮置場の運営管理</li> <li>・仮置場の火災、不法投棄対策</li> <li>・仮置場の環境モニタリング</li> <li>・解体業者との搬入調整</li> <li>・ボランティアセンターへのボランティア派遣依頼</li> <li>【ごみ収集・運搬班】</li> <li>・避難所や仮設住宅の設置、道路の開通にあわせた生活ごみ・避難所ごみの収集体制確保</li> <li>・広域処理先への生活ごみ・避難所ごみの搬入</li> <li>【し尿処理班】</li> <li>・避難所や仮設住宅の設置、道路の開通にあわせたし尿の収集体制確保</li> <li>・し尿収集依頼の受付</li> <li>・広域処理先へのし尿の搬入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【仮置場管理班】</li> <li>・二次仮置場の運営開始</li> <li>・一次、二次仮置場の運営管理</li> <li>・仮置場の環境モニタリング</li> <li>・仮置場の火災、不法投棄対策</li> <li>・解体業者との搬入調整</li> <li>・ボランティアセンターへのボランティア派遣依頼</li> <li>・選別後の災害廃棄物の搬出</li> <li>・仮置場の返却(汚染対策を含む)</li> <li>【ごみ収集・運搬班】</li> <li>・生活ごみの通常収集への移行(避難所閉鎖時)</li> <li>・広域処理先への生活ごみ・避難所ごみの搬入</li> <li>【し尿処理班】</li> <li>・し尿の通常収集への移行(避難所閉鎖時)</li> </ul>
対応必要人数	20名程度	20~40名程度(ピーク時)	20~40名程度

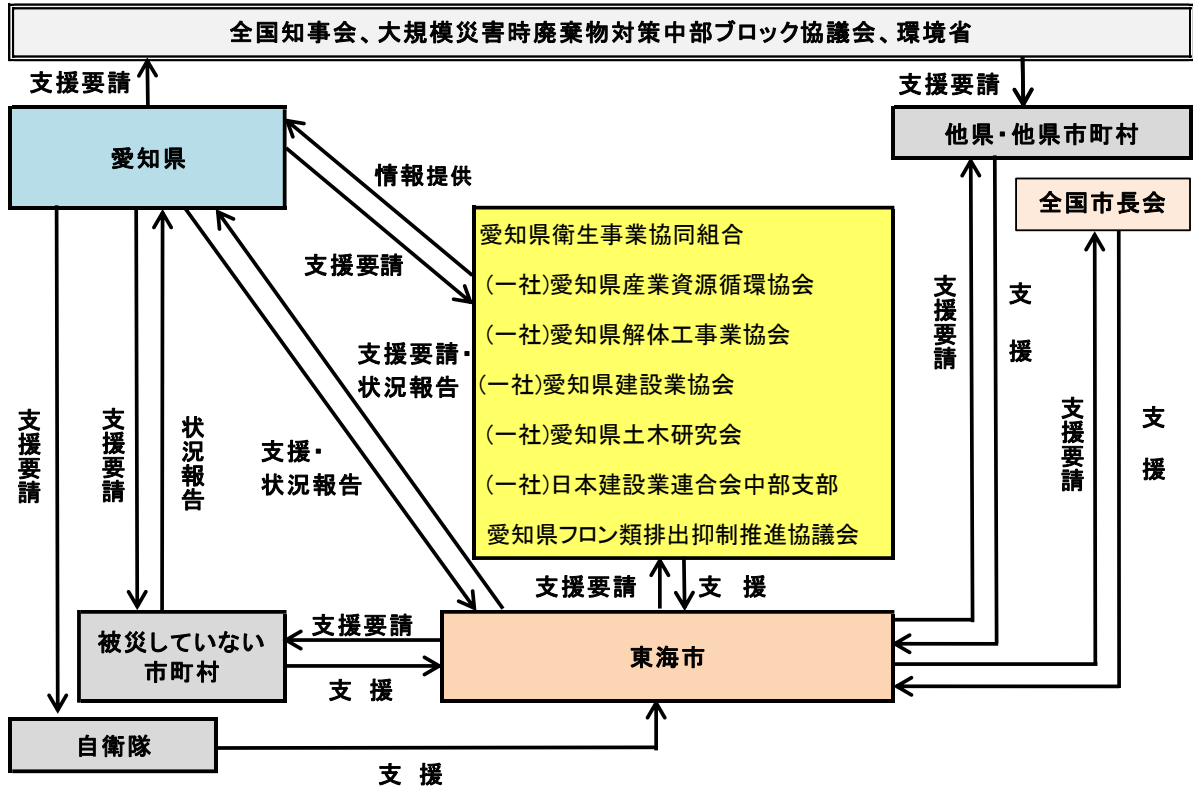
(状況に応じて人員配置の調整を行う)

※1土木工事設計監理できる職員を配置する。

2 協力・支援体制

(1) 災害時の協力・支援体制

<図7:災害時の協力・支援体制※1>



(2) 県、周辺市町村の地域間連携及び民間事業者等との連携

災害廃棄物を自ら処理することが困難な場合、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づく広域化ブロック（知多北部ブロック※2）内の他市町、相互応援協定を締結している市町や一般社団法人愛知県産業資源循環協会との相互援助協定に基づき支援要請を行うものとする。

また、広域化ブロック（知多北部ブロック）内の協力や相互応援協定締結先への協力要請でも対応できない場合は、速やかに全国市長会へ支援要請を行うとともに、県計画に基づく尾張地域ブロックの他市町村への支援要請や大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会による「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、県外市町村への支援要請などを行うこととする。

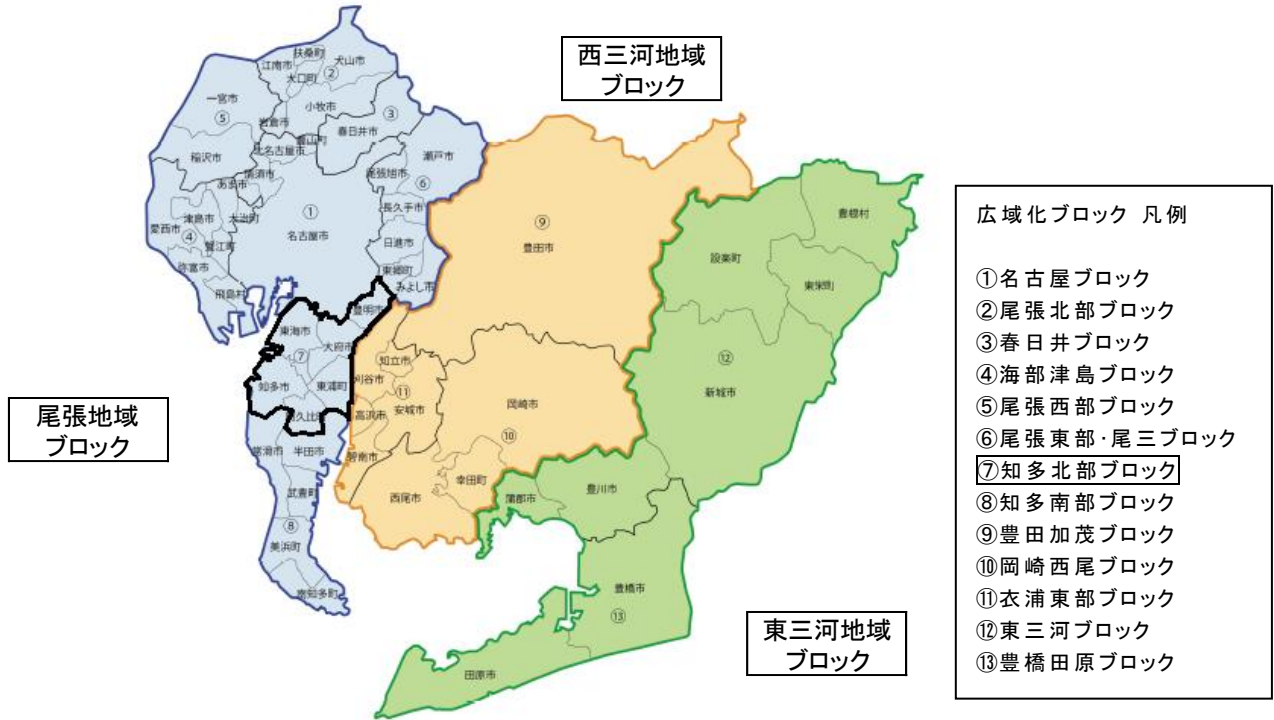
人的・物的支援の受け入れに当たっては、関係者間の調整や情報共有を円滑に行うとともに、必要に応じて支援者の活動拠点のスペースや資機材の確保等を行い、受援体制を構築する。

※1県計画(P17)を基に東海市作成

※2知多北部ブロック:東海市、知多市、大府市、豊明市、阿久比町及び東浦町。

東海市及び知多市を除く4市町は、ごみ処理を東部知多衛生組合で共同処理を実施。

<図8: 地域ブロック※1>



- 広域化ブロック 凡例
- ①名古屋ブロック
  - ②尾張北部ブロック
  - ③春日井ブロック
  - ④海部津島ブロック
  - ⑤尾張西部ブロック
  - ⑥尾張東部・尾三ブロック
  - ⑦知多北部ブロック
  - ⑧知多南部ブロック
  - ⑨豊田加茂ブロック
  - ⑩岡崎西尾ブロック
  - ⑪衣浦東部ブロック
  - ⑫東三河ブロック
  - ⑬豊橋田原ブロック

<表 11: 相互援助協定>

現在締結しているごみ処理に関する相互援助協定は、下記のとおりである。

ア	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 (県内市町村と一部事務組合)	平成26年(2014年)1月に締結した災害時の一般廃棄物処理業務と下水処理業務の相互援助協定。
イ	一般廃棄物処理の相互援助に関する協定 (三河、知多清掃施設連絡協議会に所属する団体)	令和4年(2022年)6月に締結した災害、事故等により施設に重大な支障が生じた時の一般廃棄物の処理の相互援助協定。
ウ	ごみ処理相互応援に関する協定 (名古屋市と知多北部地区に位置する市及び一部事務組合)	平成22年(2010年)2月に締結したごみ処理相互応援に関する協定。 ごみ処理施設が、災害、事故及び施設の改修等によりごみ処理業務を独自では適正に遂行できない場合に相互応援を行うもの。
エ	災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (東海市/(社)愛知県産業資源循環協会) ※愛知県と愛産協の協定有り	平成26年(2014年)6月に締結した協定で、災害時における災害廃棄物の収集・運搬及び処分について産業廃棄物処理業者の団体である(社)愛知県産業資源循環協会に協力要請を行うもの。
オ	災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (愛知県/愛知県衛生事業協同組合)	平成17年(2005年)4月に締結した協定。 市町村からの要請を受けて、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び災害廃棄物の収集・運搬及び処分を県が愛知県衛生事業協同組合(一般廃棄物処理業者の団体)に協力要請を行うもの。

※1出典: 県計画(P18)

## (3) ボランティアとの連携

災害時は、災害ボランティアセンターを通じて、ボランティアの要請を行う。ボランティアは、被災家財の搬出、災害廃棄物の撤去・運搬、貴重品や思い出の品等の整理、清掃等を行う。

受け入れにあたっては、災害ボランティアセンターに対して、災害廃棄物の分別方法や排出先、有害物質への暴露防止等の回収作業における留意点について説明を行う。

なお、発災後に速やかにボランティアに作業内容や留意点等を周知できるよう、災害廃棄物の分別・排出方法等を検討し、関係部局と平時から情報共有や調整を行う。

## 3 住民等への広報

災害時には、災害廃棄物及び生活ごみの適正な分別・収集方法等に関する情報について、関係課と連携し、住民等（住民、事業者、NPO、ボランティアを含む）へ広報を行うものとする。

また、平常時からごみの分別排出について広報・啓発し徹底することにより、災害時においても分別排出を行える協力体制を醸成しておく。

＜表 12: 広報の内容(例)※1＞

<b>【災害初動時】</b>
(1) 災害廃棄物の排出方法（排出場所、分別方法、留意点等）、 収集方法、処理困難物の排出方法
(2) 仮置場の設置状況、搬入対象品目、搬入方法
(3) 生活ごみの排出方法・収集方法
(4) 収集ルート及び日時の変更
(5) し尿関係の収集体制の変更等（浄化槽汚泥収集含む）
<b>【災害廃棄物の撤去・処理開始時】</b>
(1) 災害廃棄物撤去等のボランティア支援依頼方法
(2) 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）申請方法・所有者意思 確認
(3) 被災自動車の所有者意思確認
(4) 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止

※1県計画(P19)を基に東海市作成

＜表 13: 広報の手段（例）※1＞

広報の手段		情報提供の方法
ア	報道機関 (テレビ、ラジオ放送局、通信社、新聞社)	報道機関への情報提供
イ	防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸部に一体の地域に設置された防災スピーカー(21箇所)からの放送</li> <li>・拠点避難所、避難可能箇所、公共公益施設及び医療機関等の館内放送</li> </ul>
ウ	コミュニティFMやケーブルテレビ	コミュニティFMやケーブルテレビの放送
エ	Webサイト掲載及びLINE等のソーシャルメディア	インターネットによる情報提供
オ	スマートフォン・タブレット端末用生活情報アプリ東海なび	インターネットによる情報提供
カ	電話、携帯電話	電話、FAX、メールの利用
キ	広報紙等	広報紙等の配布
ク	広報車	広報車の巡回
ケ	掲示板	貼紙
コ	その他広報手段	メッセージボード付自販機

※1出典:市地域防災計画地震災害対策計画(P125)

### 第3章 災害廃棄物等の処理

---

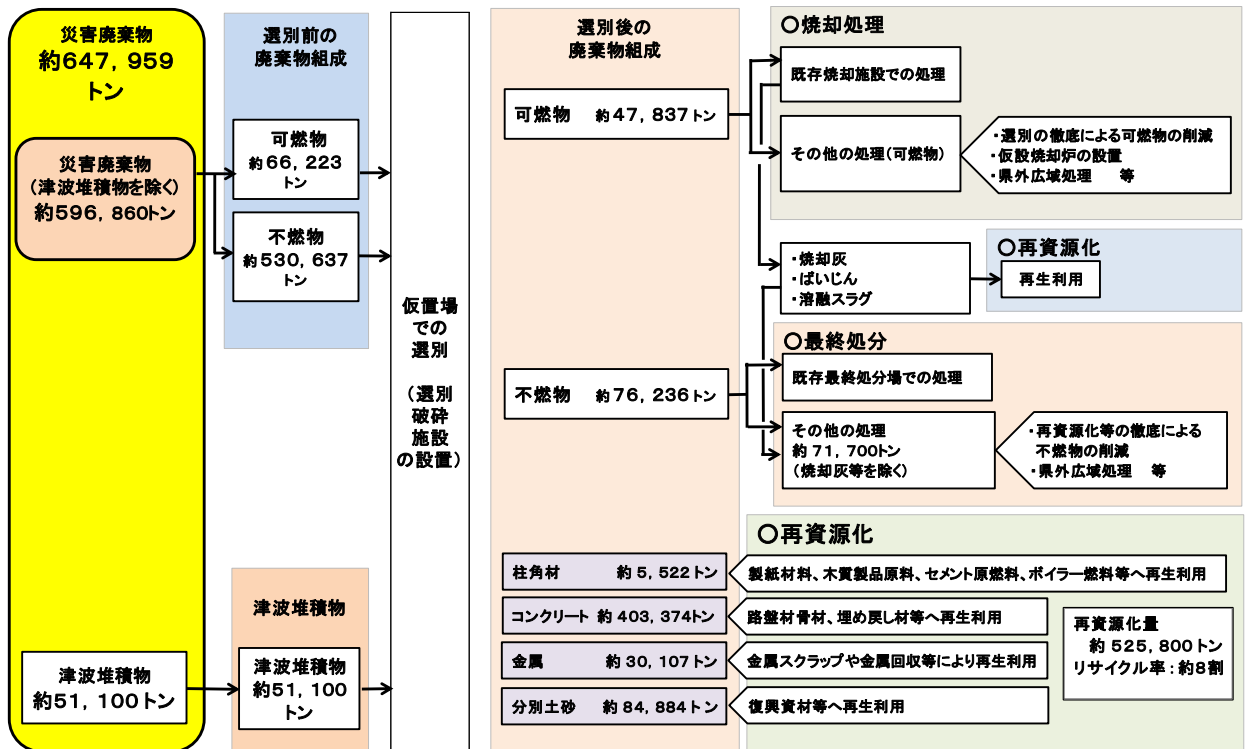
#### 第1節 災害廃棄物処理の基本方針

- 1 災害廃棄物は、通常的生活ごみとは別の処理体制を確立し適正な処理に努めるものとする。
- 2 被災現場で可能な限り分別することで、仮置場における円滑な受入れを図るものとする。
- 3 災害廃棄物が大量に発生し一次仮置場で細分別を行うことが困難となる場合は、細分別を行う二次仮置場を設置し、粗選別を行う一次仮置場と併せて適正な処理に努めることとする。
- 4 一次仮置場、二次仮置場での保管、選別等を通じて、災害廃棄物の再利用、資源化に最大限努め、焼却処理量及び最終処分量の削減を図ることとする。
- 5 可燃物の処理方法は、西知多クリーンセンターでの処理、民間委託、広域処理等の中から発生状況を考慮して選定するものとする。
- 6 仮置場等での作業による地域住民の生活環境の悪化を防ぐため、環境保全のために必要な対策を適宜行うものとする。

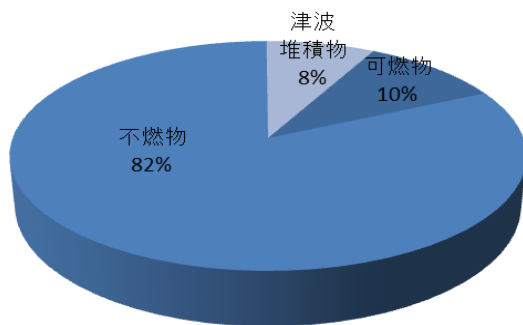
第1 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物の処理にあたっては、段階に応じた選別と積極的な資源化により、焼却処理量や最終処分量の削減を図ることとする。

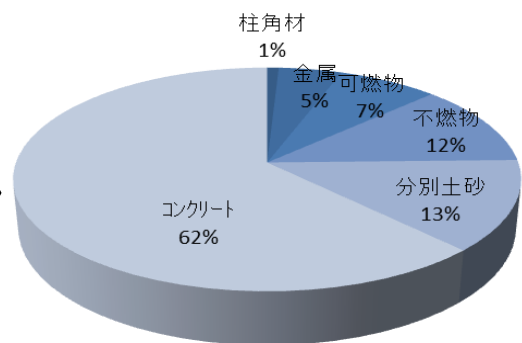
＜図9：地震・津波災害による災害廃棄物の処理フロー ※1＞



＜選別前＞



＜選別後＞



※1県計画(P54)、参考資料(P4)を基に東海市作成

＜表 14: 資源化の方法(例)※1＞

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
可燃物	分別可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用</li> <li>・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい</li> </ul>
	分別不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱塩・破砕後、焼却し、埋立等適正処理</li> </ul>
コンクリートがら		<ul style="list-style-type: none"> <li>・40mm以下に破砕し、路盤材（再生クラッシュラン）、液状化対策材、埋立材として利用</li> <li>・埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシュラン・再生砂）として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理</li> <li>・5～25mmに破砕し二次破砕を複数回行うことで再生粗骨材に利用</li> </ul>
木くず		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用</li> <li>・家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用</li> </ul>
金属くず		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価物として売却</li> </ul>
家電	リサイクル可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は、指定引取場所に搬入してリサイクル</li> </ul>
	リサイクル不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理</li> </ul>
自動車		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次集積所で保管</li> </ul>
廃タイヤ	使用可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現物のまま公園等で活用</li> <li>・破砕・裁断処理後、タイヤチップ（商品化）し製紙会社、セメント会社等へ売却</li> <li>・丸タイヤのままの場合域外にて破砕後、適宜リサイクル</li> <li>・有価物として買取業者に引き渡し後域外にて適宜リサイクル</li> </ul>
	使用不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕後、埋立・焼却</li> </ul>
木くず混入土砂		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分</li> <li>・異物除去・カルシア系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用が可能。その際に除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能</li> </ul>

※1出典：国指針[技 22]

＜表 15:再生資材の主な活用(例)※1＞

品 目	活用例
木くず	燃料、パーティクルボード原料
廃タイヤ	燃料
廃プラスチック	プラスチック原料、R P F 原料※2
紙類	R P F 原料
廃畳	R P F 原料
がれき類（コンクリートがら、アスファルトがら等）	土木資材
金属くず	金属原料
肥料、飼料	セメント原料
焼却主灰	土木資材
津波堆積物	土木資材
汚泥	土木資材

※1出典:国指針[技 22]

※2「RPF」とは Refuse Paper & Plastic Fuel の略称。

主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及びプラスチックを原料とした高カロリーの高熱固形燃料。

## 第2 災害廃棄物仮置場

災害廃棄物により復旧作業及び生活環境に支障が生じることがないように、発災後、速やかに仮置場を確保し、生活圏から災害廃棄物を撤去、処理することが重要である。

そこで、あらかじめ被害想定に基づく、災害廃棄物発生量推計を踏まえ、仮置場の必要面積の算定、仮置場の運営方法等を整理する。

なお、仮置場は、処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物を生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための一次仮置場、災害の規模が大きい時に、処理施設での処理等が円滑に進むよう災害廃棄物の機械選別や再資源化等を行う二次仮置場の設置について検討を行うものとする。

また、一次仮置場、二次仮置場の他に、津波堆積物を保管するための仮置場、廃船や廃自動車を受け入れるための仮置場が必要となることも想定されるため、様々な状況に対応できるよう候補地を予め検討するものとする。

<表 16: 仮置場の利用方法※1>

名 称	利用方法等
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋等から排出される災害廃棄物や生活空間等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積する。</li> <li>廃棄物の分別保管を行うとともに、重機等を用いた粗選別を行う場合もある。</li> </ul>
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次仮置場のみでは選別、保管、処理ができない場合に、災害廃棄物を搬入し保管、機械選別、再資源化を行う。</li> <li>仮設焼却炉設置を設置して焼却処理を行う場合もある。</li> </ul>

### 1 仮置場必要面積

必要面積については、「県計画」における計算式を用いて算定するものとする。

<表 17: 仮置場必要面積※2>

地震・津波災害	洪水	土砂災害
86,478㎡	9㎡	27～79㎡

※1出典：県計画（P43）

※2出典：県計画参考資料（P5、14、18）

【参考】 <仮置場必要面積の算定方法※1>

$$\text{必要面積} = (\text{①保管面積} + \text{②作業スペース面積}) \div 2$$

① 保管面積 = 発生量（重さ）÷ 比重 ÷ 高さ

比重：可燃物 0.55 (t / m<sup>3</sup>)

不燃物 1.48 (t / m<sup>3</sup>)

津波堆積物 1.28 (t / m<sup>3</sup>)

高さ：災害廃棄物（津波堆積物を除く。）5 m、津波堆積物 5～10 m

② 作業スペース面積 = ①保管面積 × 2 / 3

※災害廃棄物の発生と処理が同時進行するため、保管面積と作業スペース面積の半分の面積を確保する。

2 仮置場の候補地の選定

(1) 仮置場の選定は、避難所や復旧作業のために必要となるスペースを確保した後、災害廃棄物の発生状況から算定した必要面積を基に、公共用地等から選定するものとする。

<表 18: 仮置場の選定基準>

	一次仮置場	二次仮置場
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地から一定の距離があり、搬入に支障がないこと。</li> <li>・1年間程度以上の長期の使用ができること。</li> <li>・水源や病院、学校等に近接していないこと。</li> <li>・飛散防止、安全管理が容易であること。</li> <li>・水道、排水、電気が確保できること。</li> </ul>	
個別事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災現場に近く効率的な搬入が可能であること。</li> <li>・緊急輸送道路からの良好なアクセスが確保されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設処理施設等の設置、使用に支障のないこと。</li> <li>・資源化、焼却、最終処分等のための搬出に支障のないこと。</li> <li>・一次仮置場からの良好なアクセスが確保されていること。</li> </ul>

※1出典：県計画(P44)

(2) 仮置場候補地

選定基準を基に、市有施設及び用地の利用について検討するものとする。

なお、広域避難場所として位置づけられている場合などは、発災時の利用について関係部署と協議することとする。

ア 公園、グラウンド（地下に排水暗渠等が無いものに限る）、公共施設駐車場

イ 公共施設建設予定地、公共事業代替地等の未利用地

ウ その他民有地

民有地を災害廃棄物の仮置場として利用することができるよう候補地の調査を行うとともに、発災時には実行計画に基づき速やかに土地の借上げを行うものとする。

なお、有害物質による汚染のおそれがあるため、仮置場設置時点で可能な限りの排水対策等を実施し、返還後の土地利用への影響を低減するよう努めることとする。

エ 既存最終処分場

(ア) 大狭間最終処分場

災害廃棄物や搬入車両、重機の積載負荷による遮水シートの破損の可能性があることから、仮置場としての利用には適さない。

そこで、処理困難物のうち、石綿含有廃棄物や感染性廃棄物等の隔離保管が必要な廃棄物の保管場所の候補地とし、利用に際してはあらかじめ土地所有者の承諾を得ることとする。

(イ) 東犬久利最終処分場

重機による遮水シートの破損等の対策として養生を行うとともに、最終処分場としての利用との調整を行ったうえで、仮置場としての利用について検討することとする。

<仮置場候補地面積の計算方法※1>

$$\text{候補地面積} = \frac{\text{他の利用がない優先利用面積【◎】} + (\text{他の利用がない利用可能面積【○】})}{2} + \frac{(\text{他の利用もある優先利用面積【◎】})}{2} + \frac{(\text{他の利用もある利用可能面積【○】})}{4}$$

<表 19: 一次仮置場候補地面積>

仮置場必要面積（地震・津波災害）	86,478 m <sup>2</sup>
一次仮置場候補地面積	114,272 m <sup>2</sup>

※1出典:愛知県災害復旧用オープンスペース候補地調査要領

＜表 20: 災害廃棄物仮置場候補地＞

## 1 3,000㎡以上の一次仮置場候補地

	候補地の名称（施設名）	所在地	有効面積 (㎡) ※1	災害時の 優先利用 ※2	関係課 ※3
1	浅山新田公園	浅山三丁目140	8,300		花と緑の推進課
2	昇録公園	東海町三丁目12-1	3,899		花と緑の推進課
3	中新田公園	東海町六丁目7-1	4,500		花と緑の推進課
4	流レ公園	中央町六丁目174	8,785		花と緑の推進課
5	富木島公園	富木島町伏見一丁目21-1	3,279		花と緑の推進課
6	大田公園	大田町川南新田232-1	15,000		花と緑の推進課
7	浄化センター用地（元浜スポーツ広場）	元浜町54-1、62-1、 63-3、63-5	25,000 (15,534)	◎ 下水道 復旧用地	下水道課、 スポーツ課
	浄化センター用地（元浜公園臨時駐車場）	元浜町63-1	5,000 (2,500)	◎ 救助部隊	下水道課、 花と緑の推進課
8	浄化センター汚泥処理棟西	元浜町62-1、63-5	3,300		下水道課
9	元浜公園（芝生広場）	元浜町64-2	6,500		花と緑の推進課
10	加木屋運動公園（第1庭球場）	加木屋町西御嶽31-2	3,000		スポーツ課
	加木屋運動公園（第2庭球場）	加木屋町西御嶽31-2	2,400		
	小 計（1）		76,997		

## 2 3,000㎡未満の一次仮置場候補地

	候補地の名称（施設名）	所在地	有効面積 (㎡) ※1	災害時の 優先利用 ※2	関係課 ※3
11	寝覚之里公園	名和町寝覚220	2,050		花と緑の推進課
12	平地公園（テニスコート）	名和町法秀1-1	1,460	広域避難場所	花と緑の推進課
13	替地公園	名和町三丁目74	2,450		花と緑の推進課
14	浅山新田南公園	浅山一丁目91	1,000		花と緑の推進課
15	東海公園	東海町一丁目9-1	2,323		花と緑の推進課
16	南新田公園	東海町二丁目12-1	1,911		花と緑の推進課
17	番水公園	中央町六丁目92	2,710		花と緑の推進課
18	富田公園	富木島町伏見一丁目5-1	1,653		花と緑の推進課
19	高木田公園	富木島町伏見三丁目4-1	2,141		花と緑の推進課
20	根越公園	富木島町伏見四丁目14-1	2,925		花と緑の推進課
21	上野台公園（テニスコート）	富木島町山田7-1	1,000	広域避難場所	花と緑の推進課
22	天尾崎公園	大田町天尾崎7-1	2,500		花と緑の推進課
23	公家公園	高横須賀町二丁目19	2,011		花と緑の推進課
24	川島公園	高横須賀町四丁目34	2,000		花と緑の推進課
25	天神下公園	高横須賀町五丁目108	1,940		花と緑の推進課
26	西ノ丁公園	高横須賀町六丁目55	2,071		花と緑の推進課
27	社宮司公園	高横須賀町六丁目182	1,500		花と緑の推進課
28	熱田公園	養父町二丁目62	2,130		花と緑の推進課
29	三ツ池公園（駐車場）	加木屋町栗見坂3-1	1,000	広域避難場所	花と緑の推進課
30	加木屋南公園（駐車場）	加木屋町南鹿持16-1	1,000 (500)	◎ 広域避難場 所・復旧用地	花と緑の推進課
	小 計（2）		37,275		
30	合 計（1+2）		114,272		

※1：災害時の優先利用がある候補地（◎）については、候補地面積を1/2で計算し、二段書きするもの。

※2：災害時の優先利用については、防災危機管理課及び関係課に確認するもの。

広域避難場所や他課等の活動用地と重複した場合、他課等の活動を優先するもの。

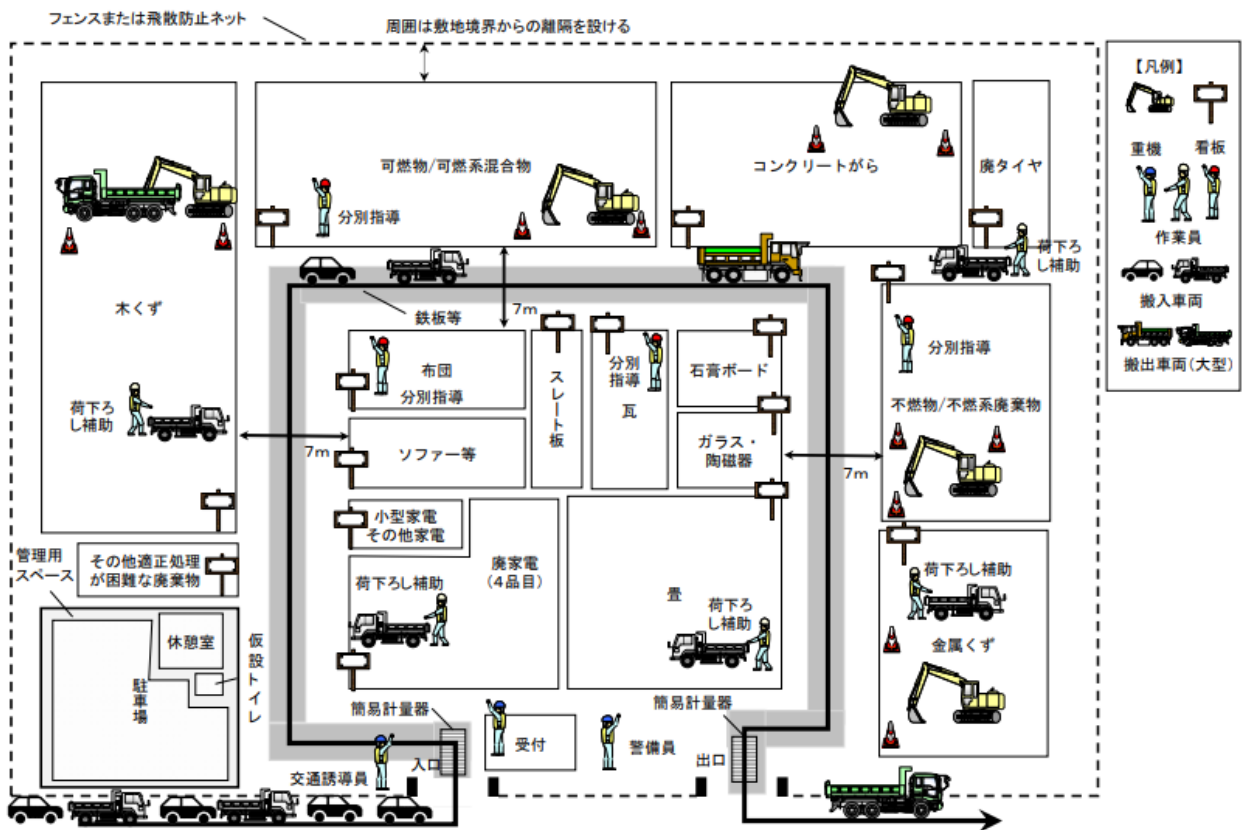
※3：災害時の仮置場は、関係課である土地管理者、施設管理者、防災危機管理課と協議し、決定するもの。

3 仮置場の配置等（機械選別及び焼却処理等含む）

一次仮置場における分別において、処理の迅速化や適正処理、処理費用の低減等の観点から、初期段階からの分別が重要であるため、図10等を参考にし、仮置場の分別保管計画、配置計画を検討することとする。

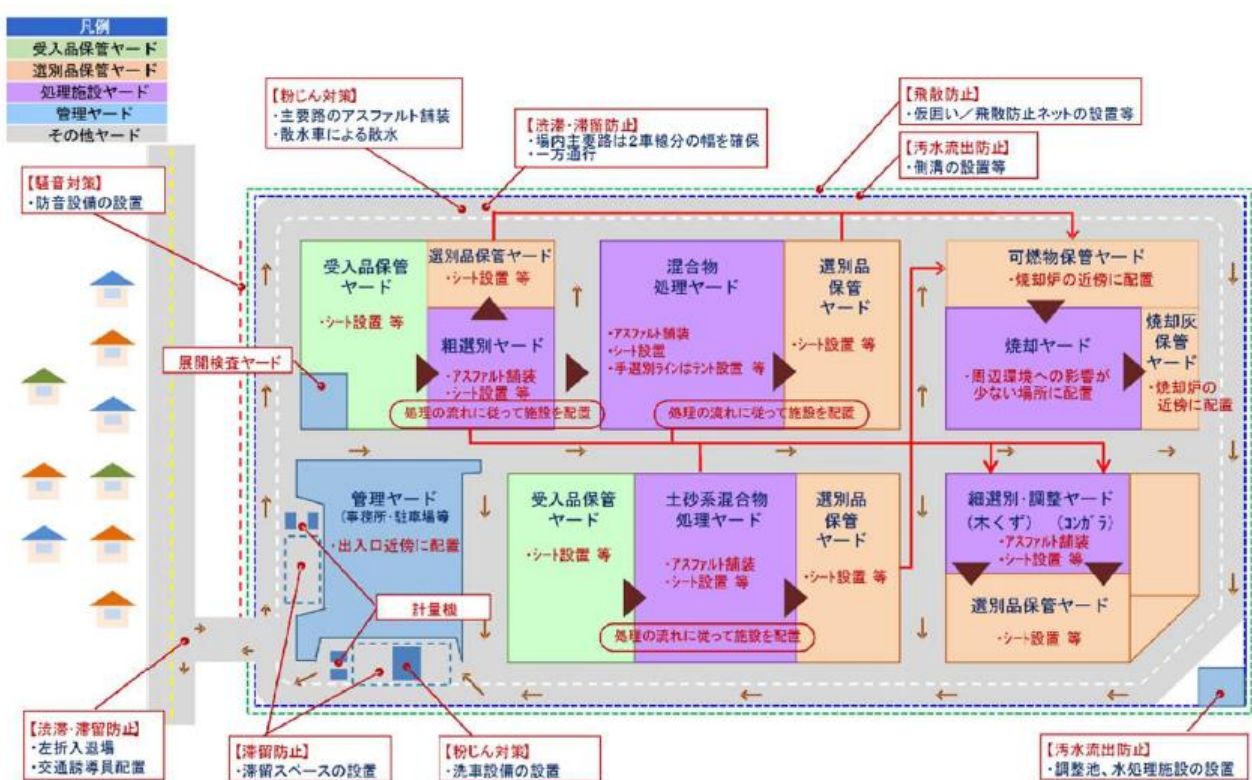
二次仮置場については、民間事業者への設置・運営委託を行うことが考えられることから、図11等を参考として、配置計画や委託内容等を検討することとする。

<図10: 一次仮置場の配置例※1>



※1出典:国指針[技 18-3]

<図11: 二次仮置場の配置例※1>



#### 4 災害廃棄物搬入ルート及び搬入方法

発災後、人員、物資などの輸送を円滑に進めるため「市地域防災計画」において、幹線道路を対象とした緊急輸送道路が定められている。

災害が発生し交通網に支障が出た場合、この緊急輸送道路がまず復旧されることから、災害廃棄物の搬入にあたっては、緊急輸送道路を使用することを想定するが、搬入車両の集中に伴う渋滞を引き起こすことがないように、緊急輸送道路の状況に併せて、別途ルートの指定を検討することとする。

※1出典:国指針[技 18-3]

## 5 仮置場の運用

発災直後は速やかに市内から災害廃棄物を移動させる必要があるため迅速な運用開始を優先することとし、受入れを行いつつ速やかに周辺環境対策、分別等を進め、安定的な運用に努めることとする。

### (1) 周辺環境対策

ア 仮置場の運用にあたっては周辺環境に十分配慮し、必要に応じて周囲に飛散防止ネット・防音シート等の設置を行うとともに、深夜、早朝の作業は極力控えることとする。

イ 仮置場の入り口周辺での渋滞を緩和するため、迂回路を設けるなどの対策を行うこととする。

ウ 災害廃棄物の積み上げ・積み降ろしの際に、粉じん等が著しく発生する場合は、飛散を抑制するため散水等を行い、場合によっては臭気対策として消臭剤の散布を行う。

エ 一定の猶予をもって設置する仮置場については、舗装等により汚濁水の地下浸透を防止することとする。

オ 仮置場に処理施設を設置する場合は、騒音、振動等による周辺への影響を考慮して設置場所を決定するとともに、必要に応じて防護対策を行うこととする。

カ 廃タイヤ内の水たまりからの害虫の発生を防止するため、早期処理を図ることとする。

### (2) 搬入時の分別

ア 仮置場内に分別区分ごとの受け入れ区域を設定し、分別の徹底を図ることとする。

イ 仮置場搬入時において、積載物等の確認を行うものとする。

ウ 分別がされていない、あるいは分別が不十分な場合は搬入を認めないこととする(分別が不十分な廃棄物は持ち帰り、再度分別するよう要請する)。

### (3) 撤去・解体時の分別

災害廃棄物の処理の効率化及びリサイクルを推進するため、出来る限り被災現場での分別を行い、混合廃棄物の発生量を最小限に抑えるとともに、円滑な仮置場での荷卸しのために、次に示す区分に従って搬出車両に積込むこととする。

ア 木くず(木製家具等含む、生木)

イ 家電リサイクル法対象物

ウ スプリングマットレス、ソファ・布団類

エ 廃畳

オ コンクリートがら

- カ 金属くず
- キ 陶器瓦（いぶし瓦含む）
- ク ガラス類（陶磁器含む）
- ケ 小型家電
- コ 可燃物（生ごみを除く）・プラスチック
- サ その他（蛍光灯、消火器等）

(4) 仮置場の搬入・搬出管理

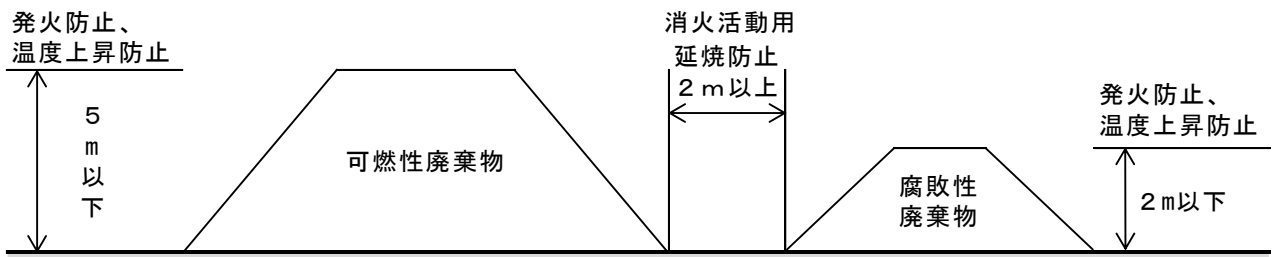
- ア 各仮置場では日報の作成を行い、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、処理量及び搬出量を可能な限り記録するものとする。
- イ 一次仮置場への搬入にあたっては、搬入物が災害廃棄物であることを確認するため、予め市の搬入許可を受けることとする。
- ウ 入り口や場内に、配置マップ等を掲示して搬入車両を円滑に誘導するとともに、場内での事故を防止するため、必要に応じて誘導員を配置して安全対策を図る。
- エ 災害廃棄物の撤去等に従事する者は、粉じん等の曝露を防止するため、防じんマスク等の必要な防護具を装備する。

6 仮置場の火災防止対策

＜表 21: 仮置場の火災防止対策※1＞

項目	内容
保管高さ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木くず、廃タイヤ、廃プラスチック類、粗大ごみ等の可燃性廃棄物（混合廃棄物含む）は、安全確保及び発火防止の観点から、積み上げ高さを5m以下とし、一山当たりの面積を200㎡以下とする。</li> <li>・腐敗性廃棄物の剪定枝、落ち葉、稲わら、肥料、畳等は発熱、発火防止の観点から、積み上げ高さを2m以下とし、一山当たりの面積を100㎡以下とし、また、フレコンバックに入れ古いものから搬出するなど長期保管を避ける対策を実施する。</li> <li>・保管場所と保管場所との離隔距離は、火災発生時の消火活動及び延焼防止のため、2m以上設ける。</li> </ul>
分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスボンベ、油脂類を含む布類、灯油缶（ストーブも含む）、ライター、バイク等の燃料を含む危険物や、電化製品、リチウムイオン電池をはじめとするバッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物について分別の徹底を行う。</li> <li>・可燃性廃棄物に、食品系廃棄物や畳等の腐敗性廃棄物を混合させないこと。</li> </ul>
仮置場の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物・混合廃棄物等の保管場所を近接させない。</li> </ul>
放熱・ガス抜き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数週間に一度は、仮置場の堆積物の切り返しを行う。</li> <li>・ガス抜き管（有孔管）を当初又は切り返し時に設置を行う。（下部に砕石マウンドを設置している場合は不可）</li> </ul>
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の巡回監視を実施する。</li> <li>・表層から1m程度の深さの温度や、ガス検知器を用いた一酸化炭素、可燃性ガスの濃度測定を行う。</li> </ul>
発火・消火対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濡れた畳は特に発火の危険性が高いため、長期保管は避け可能な限り速やかに処理を行う。</li> <li>・揚水ポンプ、消火栓、防火水槽及び消火器の設置を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散水による火災防止効果を過度に期待せず、保管高さや分別の徹底を遵守する。</li> <li>・鉛蓄電池（自動車、オートバイなどから発生）は火災発生の原因となるので、山から取り除き、重機で踏みつぶさないように注意する。</li> </ul>

＜図 12: 仮置場の廃棄物の仮置き形状※2＞



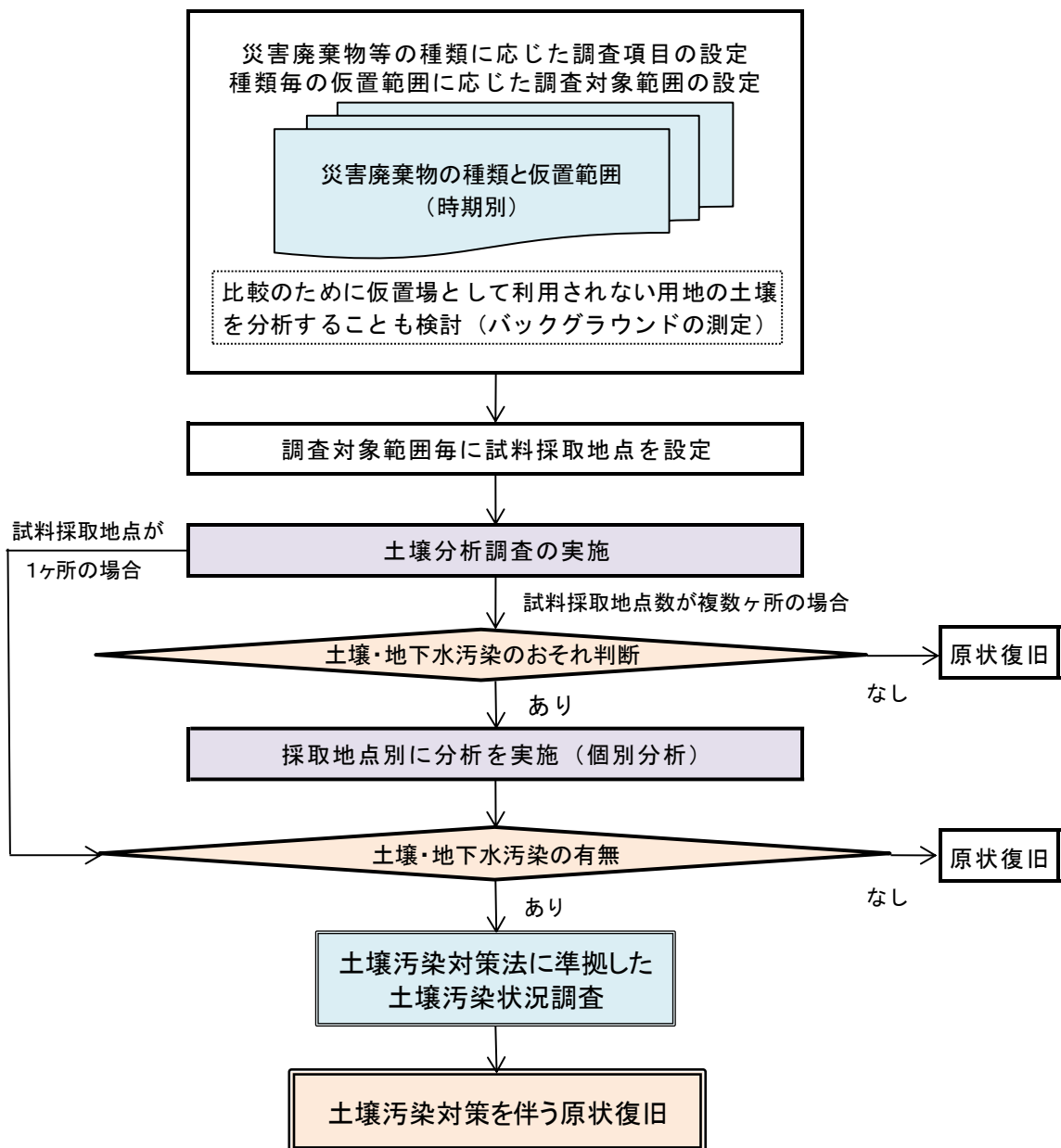
※1、2 県計画（P70）、国指針〔技 18-5〕、「東日本大震災の経験にも基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書（P2-11、2-26）を基に東海市作成

7 仮置場の返還

仮置場の開設にあたっては、土地の返還時に備えて、事前に土壌を採取し、分析を行うものとする。

仮置場として利用したことによる汚染が判明した場合、返還時に表土の入れ替え等の対策を行うこととする。

<図13: 仮置場の返還フロー※1>



※1国指針[技 18-5]、「東日本大震災の経験にも基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書(P2-32)を基に東海市作成

## 第2節 生活ごみ・避難所ごみ処理の基本方針

- 1 発災後は、生活ごみ・避難所ごみの収集が困難となることが想定されるが、道路の不通や渋滞に関する情報の収集、平常時と違う場所への排出などに対応し、避難所をはじめとする市内の衛生状態の悪化を防ぐこととする。
- 2 粗大ごみ等は、発災後の3ヶ月間は平常時の約3.3倍、1年間は約1.7倍以上の量の発生が想定されるため、住民による一次仮置場への直接搬入を検討することとする。
- 3 生活ごみ・避難所ごみの収集は、平常時の委託体制の継続を基本とするが、収集効率の低下等により市内の衛生状態の維持に支障が生じる恐れがある場合は、他の市町村や民間業者に応援を要請することとする。
- 4 ごみの分別は平常時のごみ指定袋制度の維持を基本とするが、災害発生直後にごみの分別が困難となった場合は、被災地の状況に応じた収集について検討することとする。
- 5 収集した生活ごみ・避難所ごみは、平常時と同様に、西知多クリーンセンターで焼却し、最終生成物（焼却灰や飛灰）については、可能な限り外部での資源化を図ることを原則とするが、外部での資源化が困難な場合は、アセック等へ搬出することとする。施設の損壊や停電、断水等により平常時の処理が困難な場合は、他の市町村や民間業者に処理を要請するものとする。
- 6 事業系一般廃棄物については、平常時と同様に許可業者による収集及び排出者の直接搬入を原則とする。

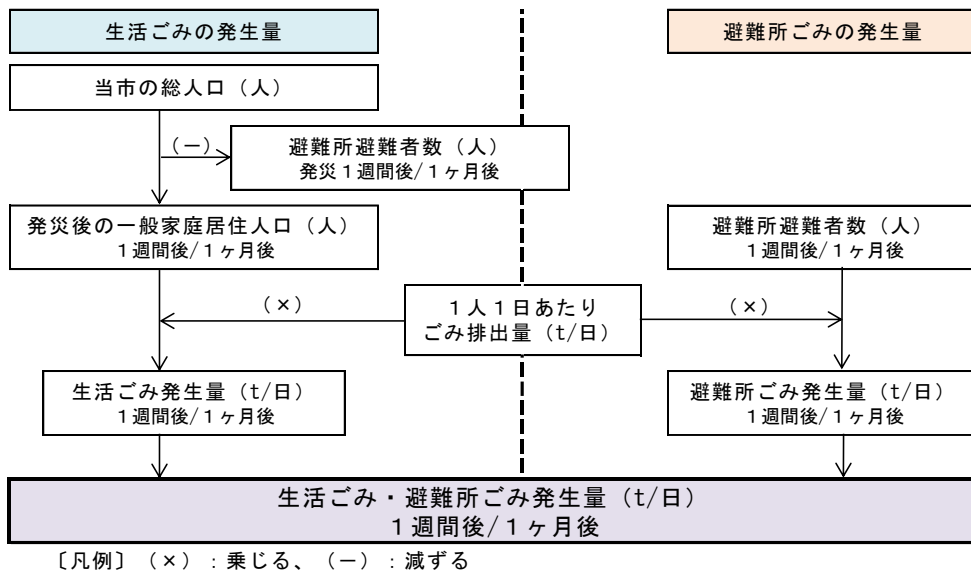
第1 ごみの発生量

1 生活ごみ（可燃ごみ、資源ごみ、事業系ごみで不燃ごみ、直接搬入分を除く。）・避難所ごみの発生量推計方法

避難者数がピークとなる発災1週間後と、避難者数が減少し通常時のごみ処理体制に戻りつつある発災1ヶ月後を対象に、生活ごみ・避難所ごみの発生量を推計する。

生活ごみ発生量 = (総人口(人) - 避難所避難者数(人)) × 1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)
避難所ごみ発生量 = 避難所避難者数(人) × 1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)

<図14:生活ごみ・避難所ごみの発生量推計※1>



<表22:生活ごみ・避難所ごみの発生量>

	平常時	発災1週間後	発災1ヶ月後
生活ごみ	68 t / 日	59 t / 日	66 t / 日
避難所ごみ	—	9 t / 日	2 t / 日
合計	68 t / 日	68 t / 日	68 t / 日

総人口（計画収集人口）：113,572人（令和5年4月1日現在）  
 避難所避難者数（発災1週間後）：14,255人（県予測※2・平成26年3月）  
 避難所避難者数（発災1ヶ月後）：3,664人（ ” ” ）  
 1人1日あたり生活ごみ排出量：599g/人・日（令和4年度実績）

※1県計画(P22)、国指針[技14-3]を基に東海市作成

※2 出典：平成23年(2011年)度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書

2 ごみ収集車の想定必要台数の算出方法※1

$$\text{ごみ収集車の想定必要台数} = \text{ごみの発生量 (t)} \div \text{平均積載量 (t/台)} \div \text{往復回数 (トリップ数)}$$

[生活ごみ・避難所ごみ]

発生量	「発災1週間後」及び「発災1ヶ月後」の発生量を対象
平均積載量	令和4年度(2022年)の可燃ごみの平均積載量 17,749 t ÷ 7,428 台 = 2.39 t/台
往復回数 (トリップ数)	1日あたり3～5回、週6日稼働すると設定

3 ごみ収集車の想定必要台数

<表 23: 想定必要台数>

生活ごみ・避難所ごみ	
発災～1週間後	発災～1ヶ月後
7～11台	7～11台

※1国指針[技 17-2]を基に東海市作成

## 第2 生活ごみ・避難所ごみの収集

## 1 収集車両の状況

＜表 24:ごみ収集車両等の通常時稼働台数＞

(令和5年(2022年)4月1日現在)

車種	最大積載量	リサイクル推進課 所有台数	委託業者所有台数		
			(株)上野清掃社	(有)東新清掃	(有)横須賀衛生
厨芥 収集車 (パッカー 車)	2t未満	—	1台	—	—
	2t超～3t未満	1台	9台	2台	4台
	3t超～4t未満	—	1台	3台	1台
	4t超	—	2台	3台	—
	計	1台 (2.0t)	13台 (37.15t)	8台 (28.25t)	5台 (11.8t)
トラック (平ボディ)	0.35t(軽)	2台	1台	—	1台
	2t	4台	1台	1台	1台
	計	6台 (8.70t)	2台 (2.35t)	1台 (2.00t)	2台 (2.35t)
ダンプ	2t未満	—	—	—	—
	2t超～4t未満	—	1台	1台	—
	4t超	—	—	—	—
	計	—	1台 (2.0t)	1台 (2.95t)	—
脱着装置 付 コンテナ 専用車	3t超～10t未満	—	5台	—	—
	10t超	—	3台	—	—
	計	—	8台 (62.95t)	—	—
合計		7台 (10.7t)	24台 (104.5t)	10台 (33.2t)	7台 (14.15t)

## 2 生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬体制

- (1) 発災時は速やかに市及び収集委託業者の車両、従業員等の被災状況を確認することで発災後の収集運搬能力を把握し、早期に収集体制を確立する。
- (2) 発災時に避難所から排出される避難所ごみは、平常時のごみ収集ルートに避難所を組み込んで収集するものとする。

なお、集積場所以外に排出される粗大ごみについては、家屋の片づけに伴い仮置きされたものであるか判別が困難であるため、原則として収集しないこととする。

- (3) 収集にあたっては、道路の不通や渋滞等により収集効率が大幅に低下することを考慮して、収集時間の延長や収集委託業者への委託区域の見直し等の対応策について検討するものとする。

- (4) 腐敗等により衛生環境を悪化させる恐れのある可燃ごみ、一時的に大量に排出され復旧復興の妨げとなる恐れのある粗大ごみを確実に収集運搬する必要があるため、必要に応じて期限を設定したうえでプラスチック製容器包装の収集日に可燃ごみの排出を可能とするなどの対応策を検討することとする。
- (5) 収集体制の見直し等を実施しても十分な収集が困難な場合は、他の市町村や民間業者へ応援を要請することとする。
- (6) 収集方法等を変更する場合は、各情報媒体を活用し十分な広報に努めることとする。
- (7) 風水害では、被災建物から水没した家財道具等の濡れごみの各家庭からの排出が早いため、片付けごみが路上に堆積し混合状態となることや、車両の通行の妨げとなることを防止する必要がある、速やかに収集運搬体制を確保し、収集を開始することとする。

### 第3 生活ごみ・避難所ごみの処理

#### 1 処理能力

##### (1) 処理施設

名 称	西知多クリーンセンター
所 在 地	知多市北浜町11番地の4
ごみ焼却施設	185t = 92.5t/日 × 2炉 全連続燃焼式ストーカ炉
粗大ごみ処理施設	21t/日 破碎・機械選別

##### (2) リサイクル施設

名 称	東海市リサイクルセンター
所 在 地	東海市荒尾町奥山10-48
ペットボトルの減容化	1t/日 手作業分別後機械プレス
ビン選別	2t/日 手作業分別

##### (3) 東海市東犬久利廃棄物最終処分場

所在地	東海市荒尾町東犬久利	
埋立地面積	7,860㎡	
全体容量	35,730㎡	残余容量 11,088㎡

## (4) 保有車両（表 2 4 掲載分を除く）

車 種	最大積載量	所有台数	備 考
ライトバン	0.40t	3台	
フォークリフト	1.00t	1台	※リサイクルセンター 敷地内の使用に限る。
	1.50t	1台	
合 計	—	5台	

## 2 生活ごみ・避難所ごみの処理

- (1) 収集した生活ごみ・避難所ごみの処理は、西知多クリーンセンターで破碎、選別した後に焼却し、最終生成物（焼却灰や飛灰）については、可能な限り外部での資源化を図ることを原則とするが、外部での資源化が困難な場合は、アセック等へ搬出することとする。
- (2) 西知多クリーンセンターが損傷し生活ごみ・避難所ごみの処理が困難な場合は、他の市町村や民間業者へ処理を委託する。
- (3) 衣浦港3号地最終処分場やアクセス道路が損傷した場合、セメント工場が操業を停止した場合など、焼却灰及び飛灰の資源化が困難な場合は、東犬久利最終処分場への埋立て又は民間業者への最終処分委託を行う。
- (4) 粗大ごみが大量に集まり適正な処理が困難となることが予想される場合は、排出者による仮置場への直接搬入を検討する。

## 第 4 再利用・資源化対策

速やかな仮置場の整備、関係者に対する分別方法等の周知を行うことで、災害廃棄物が混合状態になることを防止し、再資源化を促進する。

発災後の緊急かつやむを得ない場合を除き、原則として避難所から排出されるごみも含めてプラスチック、缶類、ペットボトルを資源として収集し、ごみの減量に努めることとする。

また、資源回収の体制が整い次第、資源集団回収や拠点場・常設場での分別収集を行うこととする。

### 第3節 適正処理が困難な廃棄物処理の基本方針

- 1 災害廃棄物に含まれる適正処理が困難な廃棄物（処理困難物という。）は一次仮置場にて受入れ、資源化や指定業者への引き渡し等を行うこととする。
- 2 石綿含有廃棄物等については、十分な飛散防止対策を講じたものに限り受け入れることとする。
- 3 PCB、有害物質を含む廃棄物等については、原則として受入れを行わないこととする。
- 4 感染性廃棄物は、平常時同様医療機関を通じた回収を原則とするが、医療機関を通じた回収ができず市内の衛生環境の悪化が懸念される場合は、一般家庭、避難所から排出されるものに限り受け入れ、隔離保管することを検討する。
- 5 処理困難物は、平常時には集積場所に出せないものであるが、市内の衛生環境を守るために必要な場合は、緊急対応として終了期間を予め設定したうえで、被災地域からの直接持込みに限り受け入れることを検討する。
- 6 家電リサイクル法対象品目のうち、リサイクル可能なものは、災害廃棄物、生活ごみ・避難所ごみともに可能な限りリサイクルルートによる資源化を図ることとする。
- 7 被災した自動車、廃船等は必要に応じ一時的に受入れを行うが、所有者が分かる物については所有者に返却し、所有者が不明なものはリサイクル、処分を行うこととする。
- 8 発災時には一般家庭から排出される処理困難物の増加が予想されるため、初期段階から適切な排出方法、処理方法等を広報するものとする。
- 9 産業廃棄物は、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

## 第 1 処理困難物への対応

### 1 有害廃棄物

#### (1) 有害廃棄物受入れに関する共通事項

発災時は P C B、石綿含有廃棄物以外にも農薬やベンゼン等の有害な化学物質を含有する廃棄物が排出される可能性がある。

このような状況に対応するため、相談窓口において適正な廃棄・処理を促すこととする。

また、受け入れる際は、雨水等による流出、他の廃棄物との混合を防ぐため、一次仮置場内に他の災害廃棄物と隔離した仮置場を設け、受け入れた後は速やかに別の場所へ移動し保管する等の措置を講じることとする。

#### (2) 石綿含有廃棄物の受入れ

石綿含有廃棄物については、家屋等の撤去・解体時から適正な作業を行うよう努めるとともに、十分な飛散防止対策を講じたもののみ受入れ、順次石綿含有廃棄物処理業者へ処理を委託することとする。

#### (3) P C B 含有廃棄物、有害物質含有廃棄物への対応

P C B 含有廃棄物、有害物質含有廃棄物については、発災後も原則として所有者が保管することとするが、市が受入れを行わなければ生活環境の保全が困難であると認められる場合は、生活環境の保全上の支障が無くなった場合に発災前の所有者へ返還することを前提に、一時的に受け入れることを検討する。

## 2 家電リサイクル法対象品の資源化

災害廃棄物に含まれる家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、国指針※1に基づき、原則リサイクル可能なものは家電リサイクル法ルートでリサイクルを行う。

また、対象品のうち冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンについては、冷媒フロンの回収・処理が義務付けられおり、専門業者（認定冷媒回収事業所）に依頼することとする。

なお、破損、腐食の程度によりリサイクル可能か否かを判断して、リサイクルが見込めない場合については、災害廃棄物として他の廃棄物とあわせて処理するものとする。

※1出典：国指針[技 24-6]

### 3 パソコンの資源化

災害廃棄物に含まれるパソコンについては、可能な限り一般社団法人パソコン3R推進協会によるリサイクルルートにより資源化し、リサイクルが見込めない場合については、災害廃棄物として他の廃棄物とあわせて処理するものとする。

### 4 被災した自動車、船舶への対応

被災した自動車、船舶は原則として所有者が処分するが、次の場合は一時的に受入れたうえで適宜対応を行うこととする。

- (1) 道路啓開、復旧、復興作業の妨げとなっているもののうち、迅速な撤去が必要であるが所有者の処分が間に合わず、また、発生場所周辺で保管することができない場合は、仮置場まで移動させ保管し、一時的な受入れの後は、速やかに所有者へ返還する。
- (2) 復旧、復興作業の妨げとなっているもののうち、所有者が不明な自動車は、放置自動車廃物判定委員会において評価し、価値がある物は放置自動車の保管所において保管し、価値が無いと判断されたものはリサイクルルートにより市が処理する。

船舶は、船舶の価値の有無を判断し、自動車同様の対応を行うこととする。

## 第2 処理困難物の処理先等

災害時に排出される可能性のある処理困難物の主な処理先等については、表25を参考に状況に応じて処理先を選定することとする。

＜表25: 主な処理困難物の処理方法(例)※1＞

項目	主な処理先等	留意点
スプレー缶、カセットボンベ	市町村又は処理業者の破砕施設	通常の排出方法を徹底し、火災に注意
蛍光灯・体温計、電池等	蛍光灯・体温計:水銀のリサイクル施設、リチウム電池・ニッカド電池・水銀電池、バッテリー:販売店	通常の排出方法を徹底し、環境汚染・火災に注意
廃畳	処理業者のRPF化施設、破砕後に焼却施設	保管高さ等に留意し火災に注意
廃家電	家電リサイクルルート:指定引取場、リサイクル不適物は粗大ごみ処理施設等	リサイクル不適物でも、フロン類※2が残っているものは要回収、冷蔵庫の食品は事前廃棄が必要
廃タイヤ	販売店、処理業者の破砕施設	タイヤ中の水溜まりでの蚊の発生や火災に注意
消火器	広域処理認定ルート:(一社)消火器工業会の特定窓口、指定引取場所	海中・泥中にあつたものは、使用時に破裂の危険性あり
ガスボンベ	販売業者に回収依頼、LPガス協会等に連絡相談	爆発、ガス漏洩の危険性があるため、取扱に専門性が必要
燃料	処理業者の焼却施設	廃自動車、廃二輪車、ストーブ等に入っているものに注意が必要
薬品・廃農薬、殺虫剤	販売店・メーカーに回収依頼、処理業者の焼却施設・中和施設	事業所から流出・漏洩等がある場合は、事業者回収措置等を指導
注射器、注射針等※3	処理業者の熔融施設	手などを傷つけないよう、堅牢な容器に保管
石膏ボード	有害物質を含むものは、市町村又は処理業者の管理型処分場、製造工場に回収依頼、有害物質を含まないものは資源化	ヒ素、カドミウム、石綿を含むものあり、石綿含有廃棄物は埋立のみ
石綿含有廃棄物※4	市町村又は処理業者の最終処分場、熔融施設	成形板等は出来るだけ破砕しないように保管・運搬して埋立
廃石綿等	市町村又は処理業者の管理型処分場、熔融施設	原則仮置場に持ち込まない。耐水性の二重梱包、固化・薬剤処理後、埋立等
水産廃棄物	海洋投入、埋設保管、市町村又は処理業者の焼却施設	消石灰等による悪臭対策が必要 海洋投入は、国へ要請
肥料	津波堆積物の改質助剤 市町村又は処理業者の管理型処分場	消石灰等による悪臭対策が必要 埋立に当たっては、フレコンバックに梱包
飼料、食品廃棄物	市町村又は処理業者の焼却施設	腐敗による悪臭対策が必要
PCB廃棄物※5	高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業(株)、低濃度PCB廃棄物は無害化処理認定事業者又は都道府県知事等許可業者	高濃度PCB廃棄物は、各銘板で判別届出等で所有者が判明するものは、所有者で処理
漁網	市町村又は処理業者の最終処分場、選別後は再資源化及び焼却施設	焼却等では漁網に取り付けられた錘や編み込まれた鉛を選別
廃自動車	自動車リサイクルルート:引取業者	所有者の特定、意思確認に努める。 電気自動車等は漏電に注意する
廃船舶	広域処理認定ルート:(一社)日本マリン事業協会FRP船リサイクルセンター、仮置場で破砕して焼却施設	所有者の特定に努める。 燃料、蓄電池、消火器等を除去 古い船舶は石綿使用可能性あり

※1出典:県計画(P61)

※ 2 フロン類

冷蔵庫・冷凍庫・エアコンの冷媒や断熱材等として使用されている。冷蔵庫・冷凍庫・エアコンに含まれるフロン類は、愛知県フロン回収・処理推進協議会と連携を図り、適正に回収・処理を行うこととする。

※ 3 注射器、注射針等（感染性廃棄物等）

医療機関での医療行為のほか、慢性病患者が自宅で自ら行う注射等によって発生する、人が感染し又は感染する恐れのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れのある廃棄物をいう。

平常時同様に、排出者である医療機関等の責任において処理をするものとし、災害時に設置される救護所等で発生するものは、救護所に従事する医師と市が協議し、適切な処理方法を確保する。

※ 4 石綿含有廃棄物

昭和30年～40年代に建てられた鉄骨造建築物の耐火被覆材などとして使用された。石綿含有廃棄物を使用した建築廃材の収集運搬の際は、国指針、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成19年（2007年）8月、環境省水・大気環境局大気環境課）、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成23年（2011年）3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等に準じて、石綿の飛散防止措置を講じることとする。

※ 5 PCB

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に使用されており、強い毒性があり、昭和47年頃まで生産されており、昭和48年に法律により製造・輸入が禁止されたものである。

また、PCB廃棄物の運搬については、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年（2011年）8月改訂、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等に準じて行うものとする。

#### 第4節 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の基本方針

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条の規定に基づき実施するものであり、原則として発災後に環境省が策定する災害廃棄物処理事業費補助金の交付方針等により補助対象となる家屋等を対象とするもの。

- 1 市が行う損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）（以下「公費解体」という。）は速やかな復旧・復興を目的とするものであり、応急危険度判定、住宅の被害認定調査の結果を踏まえて道路管理者をはじめとする復旧・復興作業を実施する関係課等と協議し、優先順位を決定したうえで計画的な撤去（必要に応じて解体）を行うこととする。
- 2 公費解体は、建物所有者からの申請を原則とするが、撤去（必要に応じて解体）に関する所有者の意思が確認できない建物のうち速やかな復旧・復興のために撤去（必要に応じて解体）を要するものについては、土地家屋調査士等により建物の価値がないという判定が示されることを条件に、関係課と撤去（必要に応じて解体）に向けた協議を行うものとする。
- 3 家屋所有者が損壊家屋の自主撤去を行う際も国の補助対象となる場合があるため、所定の手続を行ったうえで公費解体に準じた解体作業を行うよう広報に努めることとする。
- 4 解体にあたっては、建設リサイクル法及び市の一次仮置場の分別区分に従った分別を徹底するとともに、思い出の品等について丁寧に扱うよう指導することとする。

第1 撤去（必要に応じて解体）の手続

1 所有者の意思確認ができない建物の撤去（必要に応じて解体）

倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、所有等の利害関係者へ可能な限り連絡を取り、どうしても連絡が取れず、意思が確認できない場合については、災害対策基本法第64条第2項に基づき、承諾がなくとも撤去することができる※1、二次災害のおそれが緊迫しており、放置すると危険な状態で緊急に解体をする必要がある場合には、緊急避難（民法第720条第2項）として許容される※2と記載されているが、民法第264条の8第1項に基づく「所有者不明建物管理制度」を活用した解体申請※2についても検討し、関係課と解体に向けた協議を行うものとする。

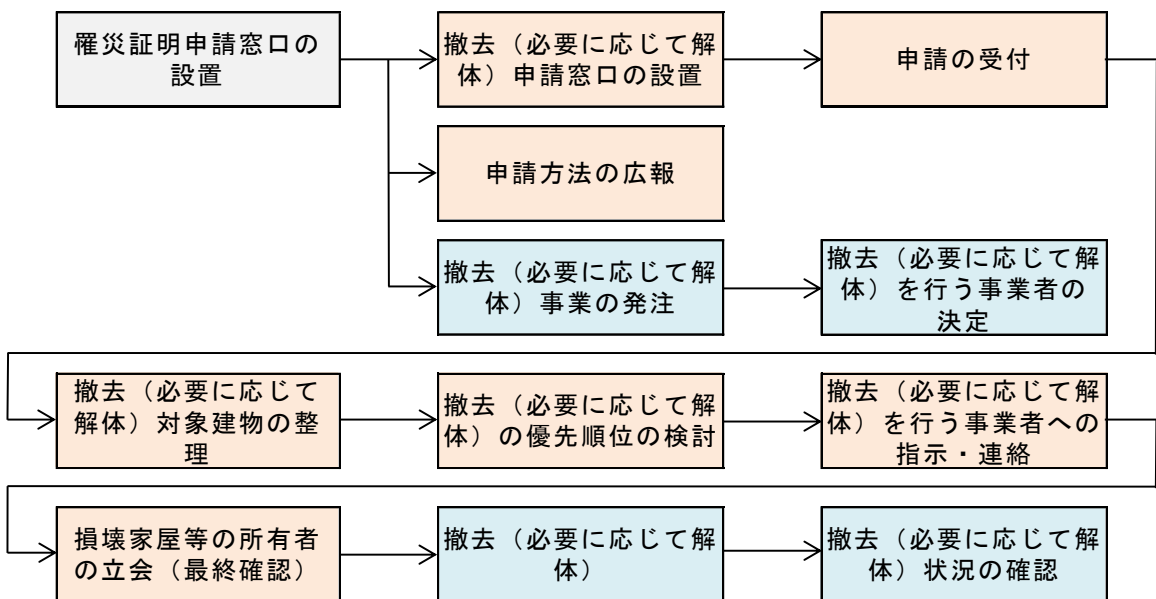
2 手続の簡素化

罹災証明申請の際に解体の意思確認を併せて実施する、建物への意思確認サインの掲示を依頼するなど、所有者の解体手続の負担軽減と意思確認の効率化を図ることとする。

また、地区ごと、区画ごとの撤去（必要に応じて解体）の実施など解体作業の効率化を図ることとする。

3 撤去（必要に応じて解体）の手順例

<図15:撤去（必要に応じて解体）の手順例（例）※3>



※1出典:国指針[技 19-1]

※2出典:環境省公費解体・撤去マニュアル(P8)

※3出典:県計画(P64)

## 第2 撤去（必要に応じて解体）における注意点

- 1 撤去（必要に応じて解体）前に建物の構造、建築年代等を既存資料から確認することで石綿使用の可能性を判断する。石綿使用の可能性のある建物については実際の建物を見て判断し、石綿や石綿含有建材を使用している場合や使用の可能性を否定できない場合は、石綿の隔離養生や石綿含有建材の手ばらし除去などを徹底して飛散防止に努めるものとする。
- 2 撤去（必要に応じて解体）時の分別については、「大規模災害等により被害の生じた建築物等の建設リサイクル法上の取扱について（平成28年4月22日環境省・国土交通省）」が適用される状況を除き、建設リサイクル法及び一次仮置場での分別状況に従うこととする。
- 3 所有者と連絡が取れる場合は、撤去（必要に応じて解体）時に必ず所有者又は代理人の立ち会いを求めることとし、所有者又は代理人の立ち会いが困難な場合は損壊家屋に関する一切の権利の放棄を誓約させることとする。
- 4 所有者と連絡が取れない場合は、所有権等について法的な整理を行ったうえで撤去（必要に応じて解体）することとする。  
また、解体に伴い生じる思い出の品について、ボランティアセンターとの連携により管理体制を確保し、所有者へ帰すよう努めるとともに、貴重品については警察へ届けることとする。
- 5 労災防止のため、労働基準監督署と連携して、定期パトロールを実施して指導を行うものとする。
- 6 解体業者の選定に関しては、解体業員名簿を確認することや再委託の制限を行うとともに警察等と連携することで、反社会的勢力の排除に努めるものとする。

## 第5節 し尿処理の基本方針

- 1 避難所の衛生環境を保持するため、発災後速やかにバキューム車で避難所を巡回しつつ状況を確認するなど、避難所から排出される大量のし尿の収集体制の構築を最重要課題とする。
- 2 避難所への避難人数に応じてし尿の発生量を推計し、道路の開通や渋滞に関する情報とあわせて効率的な収集体制の確立を目指すとともに、避難所以外の断水世帯等への収集も早期に開始できるよう努めることとする。
- 3 発災後の避難所等に設置される仮設トイレ及び家庭から排出されるし尿等の発生量は、発災1週間後では発災前に比べ20倍程度の発生が見込まれる。  
平常時の委託による収集の継続を基本とするが、収集効率の低下等により市内の衛生状態の維持に支障が生じる恐れがある場合は、他の市町村や民間業者に応援を要請することとする。
- 4 収集したし尿は、平常時同様西知多医療厚生組合衛生センターで処理することを原則とするが、施設の損壊や停電、断水等により平常時の処理が困難な場合は、他の市町村や民間業者への処理要請、下水道担当部署との協議のうえで下水道マンホールへの投入を検討することとする。

第 1 し尿の発生量

1 し尿発生量推計方法

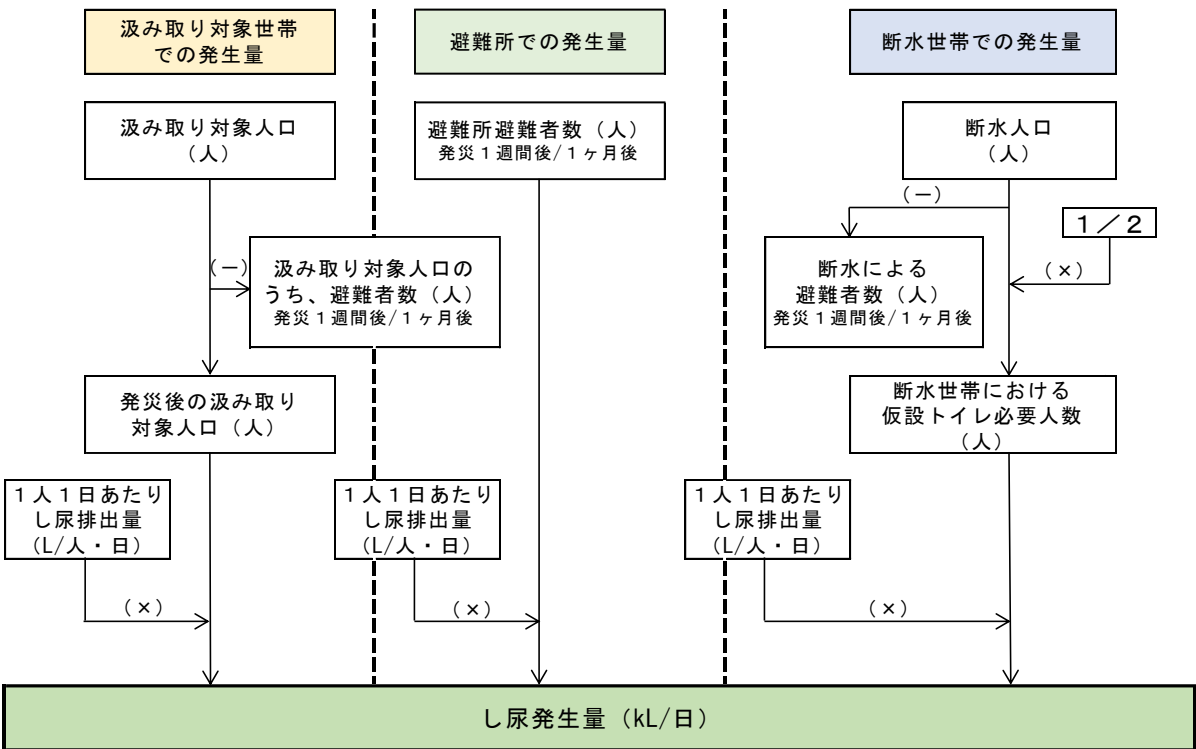
避難者数がピークとなる発災 1 週間後と、避難者数が減少し通常時のし尿処理体制に戻りつつある発災 1 ヶ月後を対象に、し尿の発生量を推計する。

$$\text{し尿発生量} = \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times \text{1人1日平均排出量}$$

(汲み取り対象世帯での発生量 + 避難所での発生量 + 断水世帯での発生量)

<図 16:し尿発生量の推計※1>

$$\text{し尿発生量} = \text{汲み取り対象世帯での発生量} + \text{避難所での発生量} + \text{断水世帯での発生量}$$



※1人1日あたりし尿排出量：1.7L/人・日  
 [凡例] (×)：乗じる、(-)：減ずる口

※1出典：国指針[技 14-3]

## 2 し尿収集車（バキューム車）の想定必要台数の算出方法

$$\text{想定必要台数} = \text{し尿発生量(kL)} \div \text{平均積載量(kL/台)} \div \text{トリップ数}$$

発 生 量	「発災1週間後」及び「発災1ヶ月後」の発生量を対象
平均積載量	西知多医療厚生組合衛生センターへの令和5年11月搬入実績の平均積載量 147.24kL ÷ 41台 = 2.89kL/台
トリップ数	1日あたり3～5回、週5日稼働すると設定

## 3 し尿発生量と想定必要台数等

＜表 26:し尿発生量と想定必要台数※1＞

時 期	発生量	想定必要台数
発災1週間後	84.05kL/日	8～14台
発災1ヶ月後	12.59kL/日	1～2台

## 第2 し尿の収集

## 1 収集車両の状況

＜表 27:し尿収集車両の通常時稼働台数＞

(令和5年4月1日現在)

車 種	委託業者	(株)上野清掃社	(有)横須賀衛生	合 計
し尿収集車 (バキューム車)	収集車台数	10台	3台	13台
	最大積載量合計	61.85kL	5.0kL	66.85kL

※1出典:県計画参考資料、国指針[技 17-2]

## 2 し尿の収集・運搬体制

- (1) 発災時は速やかに収集委託業者の車両、従業員等の被災状況を確認することで発災後の収集運搬能力を把握し、早期に収集体制を確立する。
- (2) 発災時に避難所から排出されるし尿の収集は、平常時のし尿収集ルートとは別のルートとし、避難所の開設・閉鎖、災害復旧現場用の仮設トイレの設置状況等の情報収集を行い、日々変化する避難者数等に応じて適宜収集頻度を調整し、効率的な収集に努める。
- (3) 収集にあたっては、道路の不通や渋滞等により収集効率が大幅に低下することを考慮して、収集時間の延長や収集委託業者への委託区域の見直し等の対応策について検討するものとする。
- (4) 避難所の簡易トイレや携帯トイレ等のポリ袋等を使用したし尿については、衛生的に収集運搬が行える車両（ごみ収集車等）での収集を検討する。  
また、収集されたし尿は、焼却施設でごみに併せて処理する等の対策を講じることを検討することとする。
- (5) 収集体制の見直し等を実施しても十分な収集が困難な場合は、他の市町村や民間業者へ応援を要請することとする。
- (6) 風水害では、水没したくみ取り便槽、浄化槽を清掃した際に発生するし尿や汚泥について、公衆衛生の確保のため、速やかに処理することとする。

### 第3 し尿の処理

#### 1 処理能力

##### (1) 名称、所在地

名 称	西知多医療厚生組合衛生センター
所 在 地	知多市三反田三丁目 1-2

##### (2) し尿処理施設

施 設 規 模	100kL/日 (し尿25kL、浄化槽汚泥75kL)
形 式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理
備 考	東海市と知多市で構成

#### 2 し尿の処理

被災による施設損壊等により西知多医療厚生組合衛生センターで処理が行えない場合や処理能力が不足する場合は、下水道管路にあるマンホールへの投入、他市町村や民間業者への委託を検討するものとする。